大日本蠶絲會報

第九拾八號

明治三十三年八月

目次

●論說
●蠶絲なして我邦の特有物産たらしめよ　吉池慶正
●日本の將來　橋本重兵衛
●寄書
●桑園の設計　山崎瀧三郎
●女子蠶業教育の普及に就て　鈴木源十郎
●秋蠶業に就て　中村助之丞
●廣告の必要と其整害　鳥羽久吾
●統計
●五月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表
●六月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表
●問答
●桑樹萎縮病の件に就き質問竝答●桑葉の害蟲に就き質問竝答●蠶室及換氣窓の件に就き質問竝答●秋蠶飼育に就き質問竝答●養蠶中防乾法に就き質問竝答●調製用器具の件に就き質問竝答●蛾の交尾及び產卵時間に就き質問竝答●飼種用器具法に就き質問竝答
●外報
●歐洲養蠶狀況●佛國本邦產羽二重商況●上海蠶絲商況
●雜報
●審査委員長及審査委員の派遣●四多摩支會設立●蠶種檢査法施行規則の發布●蠶種製造届書の件●米國組織協會我農商大臣に器械生絲の缺點に就き建議書を送る●東京蠶業講習所卒業證書授與式●京都蠶業講習所卒業證書授與式●生絲檢査月報●高知縣に於ける桑樹萎縮病●製絲汽鑵の破裂と工女の負傷●種有の大蠶●生絲水分檢査●宮城縣製絲模範補助規程●岐阜縣大野郡養蠶傳習所●人事彙報

大日本蠶絲會事務所及會堂建設要旨

本會は去る明治二十五年四月の創設に係り歳を閲すること玆に九年にして今や會員は無慮五千有餘名の多きに達し支會の設立を見ること既に十一箇所に及へり其發達の速なること蓋し此種の團體中未曾て其比を見さる所なるへし而して本會か創設以來克く幾多の困難に耐へ以て今日の隆盛を見るに至りしものは固より氣運の然らしむる所に因るへしと雖も抑々亦有志諸君か熱心斯業の改進を企圖せらるゝの結果に外ならさるを信す是れ本會か特に有志諸君に對して深く感謝の意を表する所なり一本會は斯の如くに發達し會運は斯の如くに隆盛なりと雖も然れとも之を本會か豫期する所より觀れは相距ること尚ほ遠しとす一方今熟ゝ内外の形勢を察するに斯業界の前途は愈ゝ多事ならんとする時運に向ひ從て本會の責務も亦將に益ゝ多きを加へんとす一此時に當り本會か克く斯業界の屬望を曙うせさらんとを期せんには固より之に應するの設備なかるへからす然れとも其設備の一時に完全ならんことを望むは容易のことにあらす故に先つ其事務所及會堂に充つへき家屋を建設して以て漸次に完成を期せんと欲す現に事務所は僅に一小借家に過きす又從來大小の集會及品評會等の擧ある毎に一時他の家屋を假用し爲に幾多の不便不利を感するは夙に本會か諸君と共に深く遺憾とする所にして今更に之を喋々するを要せさるなり一是に於て本會は事務所及會堂建築の議を昨年六月十日の評議員會議に提出せしに滿場一致を以て之を可決せられたり然れとも本會固より其費を辨するの資あるにあらす一に有志諸君翼贊の力に依るにあらされは以て其目的を達するを得す由て左に建築費の概算を掲け敢て諸君の贊助を仰く希くは上來述ふる所の旨趣を詳察せられ以て其資を投せられんことを

明治三十三年八月

一建築費概算は左の如し

金五千圓　事務所及會堂二階建五十坪建築費

金壹千圓　品評會及大小集會に要する諸物品設備費

一建築設計は寄附金前項定額に滿つるを待て之に着手するものとす

一寄附金は金五拾錢以上たるへし

一寄附金は便宜の銀行爲替に取組まるゝか又郵便爲替なれは神田淡路町郵便受取所渡しに振込まれ本會に宛てゝ送らるへし

一寄附金は總て日本橋區萬町第百銀行に預託し嚴に之を保管す

一寄附金をなしたるものには謝狀若くは紀念章を贈與し且つ其金額及氏名を添して永く本會に保存す

大日本蠶絲會

事務所及會堂建築資金寄附報告（第九回）

左の諸君は本會事務所及び會堂建築の擧を翼贊せられ各頭書の如く寄附せられたり

明治三十三年八月

大日本蠶絲會

金五拾圓	東京府	○廣瀨次郎君
金拾圓	同	○田村金十郎君
同	同	○伊藤產三郎君
金五圓	同	○大野善作君
同	群馬縣	○都丸綱吉君
金參圓	新潟縣	岡村仁三治君
金貳圓	山口縣	○武居茂市君
金壹圓五拾錢	新潟縣	門村直中君
金壹圓	東京府	○小池喜太郎君
同	同	○志茂秀太郎君
同	同	○太田宇太郎君
同	同	○鈴木義彌君
同	同	○若林時之助君
同	同	○牧野軍吉君
同	同	○守屋鄰君
同	同	○神藏喜六君
同	同	○井上謙一君
同	同	○大澤昌藏君
同	同	○井上關治郎君
同	同	○青木金太郎君
同	同	○井草市三郎君
同	同	○青木榮君
同	同	○青木直之助君
同	同	○木下平作君
同	同	○高柳高次郎君
同	同	○馬場一藏君
同	同	○鈴木榮次郎君
同	同	○須崎森作君

金壹圓　東京府　○土方餘三郎君
同　同　○海井金治郎君
同　新潟縣　○高橋善一郎君
同　同　佐藤傳一郎君
同　同　渡邊狂介君
同　同　小田英太郎君
同　同　木村宇一郎君
同　同　小田清藏君
同　同　藤井庭太郎君
同　同　堀野信君
同　同　服部柳太郎君
同　同　澤嘉一郎君
同　群馬縣　○高橋喜三郎君
同　千葉縣　○鈴木幾久君
同　福島縣　○坂本守彦君
同　山口縣　○井關輝一君
同　同　○小田勢助君
金七拾錢　東京府　○横山貞藏君
金六拾錢　豐手縣　○鮫谷坂吉君

金五拾錢　東京府　○榎本亮二郎君
同　同　○小形篤之助君
同　同　○小金澤之助君
同　新潟縣　鹽谷傳次郎君
同　同　山崎貫吉君
同　山口縣　○松井彦一君
同　同　松尾哲彦君
同　同　津森半藏君
同　同　榊永市郎君
同　同　山本三介君

論說

蠶絲をして我邦の特有物産たらしめよ

（大日本蠶絲會第九回大集會演說）

大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶正

私が御話申上げやうと思ひましたことは先刻足立君（此日足立氏の日本生絲に就ての講話あり）からして其半を御話になりまして殆ど私が御話しやうと思ふことの骨髓を奪はれましたから一面に於て大いに悲む所があると同時に又一面に於て足立君の如き有力なる味方を得たことを私は喜ぶのであります、私が掲げました演題は「蠶絲をして我邦の特有物産たらしめよ」と云ふ演題でございます、凡そ日本の人が口を開きますれば必ず纖々たる生絲が日本の命脈を繋いで居ると云ふことを申しますが、是れ實に日本の國とそれから蠶絲との關係を洞破したる金言と言はねばならぬと私は思ひます、斯の如く日本國として重大なる關係がございますが、まだ私の見る所では此蠶絲なるものは特有物産と云ふ位置に達して居らぬと思ひます、蓋し此特有物産と云ふものはどう云ふものを指すかと云へば世界中唯一の場所に産出する丈で他國には絶て求め得べからざるものか、或は果物としては紀州の蜜柑の如く、烟草としては薩摩の國分の如く香氣風味等に於て他に蜜柑の産出、烟草の産出があつても決して競爭を試むるだけの直打ちが無い、言葉を換へて言へば香氣が足らぬとか或は風味が惡いとかどうしても模擬することの出來ない長所特點を有するものが特有物産と言つて宜いと思ひます、で我邦の蠶絲は其第一項には勿論相當し

ませぬのみならず第二項にも相當致しませぬ、故に私は重要物産ではありますけれども、特有物産と云ふことは出來ぬと申すのであります、併し特有物産たる素質は確に備へて居ると私は信じて居ります、近來蠶業を改良せねばならぬと云ふ聲が朝野に喧しく、日本の生絲は伊佛の生絲に比べると非常に節が多いとか或は纖度が不揃ひであるとか、若くは伸度が足らぬとか云ふやうに種々の缺點を列擧して日本生絲の改良せねばならぬ要點と認めて居ります、如何にも節を少くすることは肝腎である、又纖度を整齊ならしむるも必要である、又伸度を強からしむるも肝要である、是等は如何にも必要であるに相違ないが私の考へには著し節の如きものを少なく致したとて佛蘭西の生絲と同等の位置に進むもそれより以上に達することは出來ない、纖度も伸度も亦然りです、それよりは日本生絲の固有なる特種の性質をどこまでも發揚させて佛蘭西なり伊太利なり支那なりが追附かうとしても及ばぬと云ふ位置に達するのが日本の繭絲を改良する大方針であらうと思ひます、それで是等に就きましては金子前農商務大臣が亞米利加などを漫遊されて日本生絲の長所を能く調査致されまして既に前の大集會に於て御演說になつたから諸君は定めて御承知でありませう、是等は言ふまでもなく金子さんの調査に依つて初めて判明したのではない、業に已に私共も承知して居たのでありますが金子さんの如き有力なる御方によりて社會に紹介され一般の注意を喚起したのであります、是れ金子さんに對し感謝の意を表さなければならぬ次第で御座ります、そうして其長所は何かと云へば練減の少い事と色の純白であると云ふことの二つであります、それで外觀に於て一見して色の白きは日本生絲に相違ない、是は商標を貼らざるも誰が見ても外國生絲と著しく異なると云ふ位置に進むることが最も必要である、又實質に於て日本の生絲は練減が少く經濟上利益であると云ふことは海外の機業者が略承知して居ることではありますが、此長所を何處までも發達せしめて日本生絲でなければならぬと云ふ趣旨を盛ぜしむるは甚肝要の事であると信じます、近來生絲改良の必要に迫まられ其根源たる繭の種類を改良せねばな

らぬと云ふ議論が起て居ります、私共も繭の種類改良と云ふことには極て贊成であつて今日の如く繭種の雜駁なるのは確に生絲の品質の粗濫なるを致す主なる原因であると信じて居るもので御座ります、併しながら種類の改良を行ふには如何なる手段を採るかと云ふことに就ては是まで世に顯れたる繭種改良論とは唱が所見を異にするのであります、種類改良論として世に顯れて居りましたものは種々御座りますが要するに節節の寡きもの纖度の不均ならざるもの伸度の多きもの多きものなどを標準として繭種の改良を行ふと云ふ樣に承知して居ります、私も是に對しては何等の異存もありませぬが唯是より先に議すべき先決問題はあらうと思ます、先決問題とは則ち前申上ました色澤の純白と練減の寡きものを選むと云ふことで、之を選むと同時に一方に於て右の弊を矯めたいと云ふのであります、語を換て之を言へば練減の減少、色澤の純白を主とし節節の減少、纖度の齊整、伸度の增力を客とし繭種の改良を行ひたいと云ふのであります、御覽なさい天の一方には節節の少きものを選ぶを必要とし清國種を以て在來の日本種に代へ樣と云ふ說があるではありませぬか、又一方には伸度の多からざるを遺憾とし青白種を採るべしと云ふ說があるではありませぬか、併し是等は充分愼重の上に愼重を加へねばならぬことゝ思ひます、首を回らし明治年代に入つてからの蠶業の歷史を顧みますれば、歷史と云ふと大層仰山であります、是まで繭の種類の變遷致して來た跡を見ますると失敗の歷史を繰返して居る樣に思はるゝ、それはどうかと云ふと明治の初年に於ては蠶種の輸出が專らであつて、其蠶種が重に黃繭種であつたそうです、それから漸次蠶種の輸出は減少し生絲の輸出は增加の勢を現はしましたので、當局者の考は生絲の輸出を專らにするとなれば黃色繭は絲量少く其繰製したる生絲も直段が安く經濟上宜くないから白繭種にせねばならぬと云ふことで非常に白繭種を奬勵した、白繭種を奬勵したるは機宜に適したには相違ありませぬが是れと同時に赤熱の如き纖維の太き絲量の多きものを奬勵した、夫れ故に明治十二三年以降同廿一二年頃までは共進會、品評會、博覽會等に於ては赤熱ならざれば優等の賞與を受くることが出來ぬ有

様で、此等諸會の報告書を一瞥すれば赤熟の天下を横行跋扈したることは實に明らかであります、所が此以來赤熟なるものは生絲を製造するに繊維が太きに失する、それであるから繊維の細いものを得ねばならぬと言ふことで明治廿三年の第三回博覽會に又昔、小石丸の如き小蚕類の奬勵を爲した、之が爲に其反動として其以來種類は非常に小くなつて來ました、小さくなつた結果として今度は製絲家の經濟上得策でない即ち繊絲の際に工賃を要することが多い、故に斯の如き小さなものは宜くないと云ふ議論が起り明治廿八年の第四回博覽會から又更に大振の繭を撰むと云ふ方に傾き、大又とか青熟とか云ふものが世の中に愛顧される時代になつて來ました、それから近來になりましては日本生絲は類節が多い、類節の多のいは取も直さず日本の繭は縦れ目が深く所謂肥後米俵の如き形をなす爲である、即ち此縦目から類節が出る、其類節が生絲として大なる欠點である、それで日本の繭種を改良するには縦目のない角又を以てするとか、或は全然清國から輸入の圓形の繭を以て之に充てようとか云ふ議論は非常に勢力を有つて來た、勢力を有つて來たのみならず著々實行して居る方も見受くる所であります、斯の如く日本の重要物産、殆んど日本の命脈を擔ぐ重要物産が數年にしてぐるぐる猫の目のように變遷すると云ふことは決して喜ばしいことでは御座いませぬ、なぜなれば其種類異なるときは多少生育中の經過も異なるものであつて從て飼養の手段も幾分の差異あるは免れざる所であります、故に甲種を飼育したるものが乙種に變換するときは其乙種飼育に熟練するまで多少の失敗を取るは免るべからざる次第であります、

それで私は此種類に就て幾分の研究を試み多少の意見を有つて居りますが、私は曩早今日に於ては一個人や一學者の意見を以て之を左右すべき時機でない、又左樣な簡單なる問題でないと信ずるのであります、苟も日本國の殺活を握る重要物産である以上は堂々と大調査をなし百年の大計を定め根本的革新を企つるは急務である、從來の如く猫の目でもあるわの樣に屢々變換して當業者を迷はすことは甚不得策であると深く信ずるのであります、右に就ては私はどうしても中央に蠶業調査所を設置し其一部の事業として繭種の調査と試驗とを行ひ、又地方にも之が支所を設置するか或は既設の蠶業學校、試驗場等と連絡を通じ、首尾相關聯して前申述べたる二大方針、即ち色の白きものの練減の少いものを目標として之に對して精細なる研究を致したいのである、此目的を達するには少くも五年或は十年も歳月を要するかは知れませぬが、動かすべからざる所の我國に適合した特色を有する種類を撰拔し、是を以て日本蠶業の基礎とすることを得れば十年の星霜決して長しと云ふべきものであるまいと私は考へるのであります、序に私は此練減に就て少し詳り研究を試みた事柄がありますから御參考までに申上樣と思ひます、諸君も御承知の通世界各國の生絲中日本の生絲は最も練減は少い、さうして其練減の少きものは白色の生絲であつて黄色の生絲は練減は多い、今里昇蠶絲檢査所で試驗しました各國練減の割合がありますから御覽に入れましよう、

各國生絲練減試驗成績表（明治三十一年度里昇蠶絲檢査所調査）

國名	練減歩合	國名	練減歩合
佛蘭西（白）	二一、四九	支那（白）	一九、一四
同（黄）	二四、五九	同（黄）	二七、二二
伊太利（黄）	二四、一九	廣東（白）	二二、七一
同（白）	二一、三四	日本（白）	一八、一五
同（緑）	二〇、五一		

右の如く日本生絲は練減が最も少なく、亞米利加の機屋などは使用上日本生絲に比較して百斤に對し八斤の利益あると申して居ると云ふ事であります、然るに日本生絲は近來練減が增すといふ傾向を持つて來た樣に思はるゝ今里昇蠶絲檢査所最近十二年間の練減試驗成績を觀れば左の如くであります、

自明治二十年
至同三十一年日本生絲練減試驗成績表

年度	練減歩合	年度	練減歩合
明治二十年	一七、六六	明治廿六年	一七、四一
同　廿一年	一七、四八	同　廿七年	一七、四〇
同　廿二年	一七、四一	同　廿八年	一七、二六
同　廿三年	一七、三六	同　廿九年	一七、八五
同　廿四年	一七、八四	同　三十年	一八、〇六
同　廿五年	一七、六七	同　卅一年	一八、一五

御覽なさい明治廿九年は一割七分八厘五毛で此年までは一割七歩代に居りましたが、明治三十年より一躍して一割八歩代に上り同三十一年には一割八歩一厘五毛を示しました、何故に此の如く練減が多くなつて來たかは充分の調査をせなければ判らぬことでありますが、我蠶業界に日本生絲は類節が多いと云ふ聲は高くなり、類節の多きは日本の繭が益目のある爲めであると云ふ反響を起し、其結果として各地に支那種を飼育するものが出たと同時に、斯の如く練減高を增加したと云ふは又奇怪では御座りませぬか、兎に角私は練減高の增加し來る傾向あるを大に憂ふる所のものであります、

それから私は佛蘭西支那等の種類と繭に就て練減比較試驗をしたことがあります是は餘程面白い、明治廿四年に收繭したものを三十年に試驗を行ひましたに佛蘭西は三割四分五厘、それから赤熟は二割八分六厘と云ふ練減の割合でありました、丁度此時は支那種はありませぬで更に三十年に收獲しました日本の種類と支那種と比較しました、其結果は支那の圓形種は三割一分三厘それから楕圓形は三割〇三厘で、日本の青熟が二割八分、白玉が二割八分三厘角又は二割八分九厘と云ふ割合を示しました、尤も從來支那種を日本にて飼育し其繭に就て練減試驗を行つたものゝ中には日本より多くないと云ふことを示して居るものもないではありません、

抑も此繭の種類と云ふものは其他の氣候に因り或は飼育の方法に因り多少變化するものである、既に種類は飼育の方法に因り土地の氣候に因り變化するとすれば、到底種類の改良及び一定とは言ふべくして行はれぬことであると云ふ人もありますけれども、そう變化すると言つて構はず抛つて置く譯にも行きません、既に練減の一項に就て見ても日本種と外國種とは著しき差がある、其差は單に外國で生產したもの許りでなく日本に取り寄せて飼育しても矢張練減の差は著しく違ふ、是れ即ち種類固有の性質であろうと私は信ずるのであります、それであるから種類の改良と云ふことは言ふべくして行はれぬものであるとして放擲する主義には私は贊成することは出來ぬのであります、

今御話し致しました通り種類に由りて練減の差がある、其練減は言ふまでもなく絲纖中にある「セリシン」の關係で即ち「セリシン」の多いものは練減多く、「セリシン」の少ないものは練減も亦少ない、所で絲纖を吐出する絲腺、絲腺は御承知の通り大體「セリシン」と「ヒブロイン」とで成り立て居る、そうして此「セリシン」の事に就ては學者間に議論のある所で、「セリシン」の蠶兒の時分には絲腺中に無い、蠶兒が絲を吐立てる時分に空氣中に濕氣があると酸素と水分とそれから「セリシン」を搾へると言ふ者もある、或は又絲腺中に「ヒブロイン」の外に「セリシン」はあるに相違なけれども絲を吐出する際に濕氣が多ければ「セリシン」を一層餘計に構成すると云ふものもある、私共はそれに疑を持つて居つたから蠶の絲腺を取り出し某藥品を加て試驗致しました、所が「ヒブロイン」許でなく「セリシン」も存在して居ることを確めました、それから又蠶兒の絲を吐く時分に濕氣があると「セリシン」が餘計產出すると云ふこと、是は上簇に至大なる影響を及ぼすものであるから試驗して見ました、其法は小さき上簇器を搾へ能く乾燥して「コロール」石灰を用て水分を取りたるものと、同じ寸法の上簇器に水分を飽和度まで供給したるものと、又普通の上簇を行ひたるものと、都合三種の收繭に就て同一の方法を以て練減試驗を行て見ましたが、其練減の割合標準即ち通常の處に上簇したものが二割七分五厘、乾蠶器

のものは二割八分二厘、濕潤器のものは二割八分五厘であつた、多少の差はありましたが、上簇の際に濕氣が多い爲め「ゼリシン」を構成すると云ふ樣な關係は見出されなかつたのであります、又序でながら御話して置き度いことは同一繭の繭でも練減に多少あることであります、即ち繭の內層外層中層等に依つて練減の異つて居ることで「フランスゾン」と云ふ人の研究したるものは左の通りであります、

區別	ゼリシン	ヒデロイン
最外層	四四、四〇	五五、六〇
外層	三一、四三	六八、五〇
中層	二九、三〇	七〇、七〇
內層	二六、七二	七三、二八

是は「セベーヌ」產の黃繭種に就て一箇の繭を四層に皮を剝て格別に試驗したのであります、其結果は表に現れたるが如く「ゼリシン」は外層程多く內層程減つて行くと云ふのであります、それから是は金黃種に就ての試驗であるから日本種はどうであるか試みましたが、其結果は「フランスゾン」氏の試驗と同一でありました、即ち其法は一顆の繭を上中下の三層に皮を剝いで試驗したので上層は二割九分八厘、中層は二割五分五厘、下層が一割七分五厘と云ふ割合を示したのであります、それでどうして「ゼリシン」が內部になる程少くなるか、又絲腺に於て「ゼリシン」は「ヒデロイン」を取り卷て居るは如何なる譯であるか是等に就ても多少想像して居る所の事も御虛いますが未だ發表するまでに歩を進めて居りませぬ、

それから私共は頻に「ゼリシン」の寡きもの即ち練減の多からぬものを擇むべしと申上げましたが、或は「ゼリシン」は不必要のものであると云ふ疑問を起す人はあるかも知れません、啻し決して「ゼリシン」は

不必要のものでない、私は日本生絲の特色を發揚するには或度までは出來得る丈少くしたいが「ゼリシン」は生絲に採りて効用を持つて居らぬものであるとは申しません、それならばどう云ふ効用を持つて居るかと云ふと、繭をなす所の絲と絲との組合せを宜い加減に保つて繭固有の形狀を永遠に保存せしむる所のものである、又繰絲の際に「ゼリシン」がなければ繭は縋れて解舒に困難を來すでありましよう、又繰絲することは出來るとしても(撚の多少には據りましようけれども)絲糸は抱合せず三本なり四本なり箇々別々に離れ所謂裂け絲を生ずるで御座りましよう、又絲力も「ゼリシン」が無ければ甚弱く切斷をなし繰絲に困難を來すで御虛りましよう、斯の如く「ゼリシン」は生絲に取りて必要であるに違ひはありません、必要であるに違ひありませんが、尙私は之を減少せしむるも差支ないと信ずるものである、そうして幾何位まで減少して差支ないかは未だ充分の研究を經め所でありますが、假に二割八分の「ゼリシン」あるとすれば繭を煮、絲を繰る際に失ふ量は一割それから絲糸を抱合せしむる爲に要する量は三分を要すると云ふ割合で、全く一割五分は餘計なものであります、故に養蠶家は骨を折て一割五分許は無駄な何もならぬものを拾て居ると云はねばなりません、それだから練減の少くない「ゼリシン」の多かちざる種類を撰ぶことは必要であると申す次第であります、それで日本の繭の種類を改良するには練減の少ない、色澤の純白なるものを撰むと云ふ方針を採り、是れと同時に一方に於て色澤を鑒別するに適當なる器械を發見することを奬勵するも必要で御座りましよう、又上簇、殺蛹、乾繭、貯藏、煮繭、繰絲等各種の技術を練磨して固有の色澤を害することなき樣取扱ふも必要で御座りましよう、又一方に於ては(一府縣以下の規模の小なる品評會や共進會では出來ますまいが)府縣聯合共進會以上博覽會等に於て練減試驗を行ひ練減の少いものに對し賞金を附與するが如きも必要で御虛りましよう、それから生絲檢査所に於て練減の少く色澤の純白なる種類を撰むと同時に種々なる手段を以て練減の少く色澤を純白ならしむること

を奬勵したならば其目的を達する最て困難では御座りますまい、そうして他方に於て類節を少ふし、織度を整へ、絲力を强ふすることを努めたならば、伊太利、佛蘭西若くは支那の如きは敢て恐るゝに足らない、必ず日本生絲と鎬爭することは出來ぬとして雌伏する時は到來するであろうと私は信ずるのであります、蓋し此時は日本生絲を稱して特有物產と云ふべき時であつて海外の機業者は日本生絲を歡迎優待するの時である、又此時は日本生絲は海外機業地の大部分を占領する時であつて日本の富力は增進するの時である、故に私は斷言致します日本の生絲は特有物產となるの時は日本の國力充實し宇內に雄飛し得るの時機であると、

●日本の將來

（大日本蠶絲會第九回大集會演說）

大日本蠶絲會技藝委員　橋本重兵衛

私は日本の將來と云ふ大きな問題を揭げまして御話を致します、追て皆樣からして此蠶業に關する所の御話が大分ございましたから私はちよつと雛形の變つた蠶業の方に關係のない部分を少しばかり御話を申上げたいと存じます、私の申上げますのは世界の航路の變更に就きまして此日本の將來が非常に幸福を得ると云ふことの御話を是より申上げやうと思ひます、此世界航路の變更致しませぬ前には御承知の通り亞弗利加を廻つて全週を致したものでございます、其當時は喜望峯を廻りますと三萬九十六哩の航路でございましたが、其後蘇西の運河を經て廻りますと二萬八千三百五哩に減じました、そこで今度新に航路の變換致しますのは皆樣も御承知の通り中央米國「ニカラガ」運河か或は加奈陀か兩方の中、どちらか開通することに近くなります、御承知の通り歐羅巴の對岸はどちらに續いて居るかと云ふと紐育に續いて居る、歐羅巴の刺激で紐育の方面が盛てある、東洋方面の桑港は歐羅巴に隔絕して居りますから決して紐育の方面から見ればこちらは十分の一も開けて居らぬ、そこで北米合衆國にては中央を割らなければならぬ理窟である、北律賓群島は亞米利加の領分となりましたから合衆國では航路を拵へなければならぬ、それで最近の內に割れるものと確定して宜いと思ひます、それで「ニカラガ」の運河を經たのと蘇西の運河を經たのとの割合は紐育を起點にして廻ればどちらが近くなるかと云ふことを一つ二つを擧げて御話を致します、紐育を起點にして蘇西を經たると「ニカラガ」を經たものを比較すれば桑港に來りますのに其哩程を減縮すること一萬八十哩ほど近くなります、それで蘇西の運河を通つて來る道程は幾ちかと云ふと一萬四千八百四十哩、「ニカラガ」を經たのは四千四百六哩に減じて仕舞ひます、そこで比律賓群島の「マニラ」に行くに蘇西を經たのは一萬九千三百哩、「ニカラガ」を經たのは一萬と二十哩で、其差が九千百哩ほど減じます、橫濱と紐育との間を見れば、現在は紐育から出て一萬八千九百哩なるが九千三百六十三哩減じます、それで紐育又は歐羅巴のことにして見ますと東洋に來るには非常に利益が起ります、そこで之を又別航路として英吉利の「サベーブール」を起點にして日本に來ると云ふことに致しますと蘇西の「キヤナル」を經たる哩程は七千三百四十六哩、其減縮は三千九百二十九哩でありまして、そこで香港にして見ると例の「サベーブール」を基として九千九百五哩のものが「ニカラガ」を經れば八千八百六十哩、其減縮が一千二百六十五哩と云ふ數を示します、さうなると非常に商賣の有樣が狂い出して來ると思ひます、それで其狂いが出て來るに就てはどの樣に狂つて來るかと云ふと「サベーブール」から出て「パナマ」とか「ニカラガ」とかを橫切つて來ます船はどこへも寄る所はございませぬ、日本を差してグーとやつて來る、日本を差して來る所の船は橫濱に來る、橫濱より神戶、神戶より長崎に行く、其時に日本人が此外國貿易に向つて利益を受けることが出來ます、世界各國の貿易額は幾ちあるかと云ふに五大洲に分け其貿易高は大略四百億圓であります、其貿易高を見れば亞細亞、亞弗利加、濠太利と云ふものは減に小さなもので最も大きいのは歐羅巴であつて其次が亞米利加である、歐、米にての貿易高は百分の八四、〇を占めて居る亞細亞は一〇、二濠太利は三、五亞弗利加は二、三

斯う云ふ割合になつて居ります、勿論輸出入貿易高では分り兼ねます即ち消費と云ふものでなければ實際の貿易額は分りませぬ、何ぜなれば唯輸入と輸出との總額であります、例へば日本に輸入してそれより再輸出して、香港に輸入して又新嘉坡に行く、又再輸出して柴棍に行くと云ふことが間々ありますから消費でなければ本當の額は分りませぬ、併し、あらましは分つて居ります、此輸出入の總額が千億法、我が四百億圓、それの八十四を歐羅巴と亞米利加で貿易してをります其高は我が三百二十億餘圓の商賣をして居ります、其三百二十億圓の中百億圓位は必ずしも「ニカラガ」或は「パナマ」の地峡を經て東洋に來ることゝなりましよう、さうすると日本は現在の貿易高は四億三千萬圓、それも近來非常に長足の進歩をして、此十年以前は僅かに一億三千五百萬圓、丁度昨年度の貿易は三倍と一割進んで居る割合であります、又諸物品共に斯樣に進んだと云ふと皆樣は非常に喜んで居られます、けれども十年間に貿易が三倍に進みました割に進まぬものもあります、是非他の物も三倍に進むと云ふことにしなければならぬと思ひます、先づ今日の所で進歩度合の分り易いものは何かと云ふと鐵で其消費高を見れば能く解ります、凡鐵の輸入が三倍になつて居ります、工業にも進歩が澤山にあります、最も非常に工業の進んだものは何かと云ふと綿絲工業が非常に進んだと云ふてもよろしい、二十三年の輸出高と昨年の輸出高と比較すれば幾ら進んだかと云ふと丁度百八十四倍進んで居る、綿絲は長足の進歩であります、綿絲の御話は蠶業に附きましては餘り下さりませぬが、併ながら日本の程度の御話だから申しますが、綿花、綿絲、綿布、縫絲、此四品の輸入したものの其中より再輸出の打綿、綿絲、綿布等を差引きて見れば工業の進歩したることがわかります丁度輸入の數量が三倍九割還入つて居る、そこで輸出した跡を內地で消費した物と見て即ち二倍と二割に當つて居ります前の程度より見れば三倍に進むべき物が綿花で輸入して綿絲にして輸出したるに依りて七割だけの利益をして居ると云ふことは能く御分りて御坐いましよう、そこでさう云ふ割合に是が進んで來たと見ますれば一般の御百姓さんはどうも大分退歩して來た

と思ひます、誠にどうも御氣の毒な話しですが、其退歩したと云うは二十三年には米の收穫が四千萬石餘收して居ります、それが一昨年は四千七百三十萬石、昨年が三千九百萬石、之れは少しく排直がある かも知れないが三千九百萬石でございます、二十三年と昨年と比較すると二十三年よりは却つて退歩して居る、人口は百分の一は年々殖へて居ります、四千萬に對して四十萬人と云ふ割合に人口は段々殖へて行くにも拘らず食ふ米の產額が減つて來る、斯う云ふ有樣では實に將來安心が出來ない、日本は米を基として諸物價を割り出すものでありますから米は十分收穫して御貰ひ申さなければならぬ、此米の收穫に付て昨年度は田畑共に不足して居らない、却つて殖へて居る、それに米の收穫が減少して來たが或は耕作人が減じて來たものと思ひます、工業が進歩するに從つて其方面にて働き米を耕作する者が減じたのであらうと思ひます、そこで此米の收穫を十分ならしめば外國米の輸入を防ぐことは出來れば幸のとでありますが若し米の不足を見る時は輸入米百萬石に對して一千萬圓正金を輸出しなければならぬ、是を內地で作らなければならぬとすれば必ず出來るのであります、餘地がないのではない、百姓が不勉强で段々收穫を減じましたのであります、臺灣は現在の米田畑幾らあるかと云ふと田が十八萬丁歩、畑が一萬八千丁歩相寄せて二十萬五百餘丁歩ださうです、それで年に二回半米の收穫があります、二年間通じて五回米の收穫が出來ます、將來に二十萬丁歩を擴げることは出來やうと思ひます、それは行つて見たのでございませぬから分りませぬけれども、二十萬丁歩位擴げた所が內地の割合にして見ますれば僅のものであります、此二十萬丁歩を擴げれば米の收穫高は五百萬石は容易と思ひます現在は二十萬五百六十七丁歩の收穫が五百二十四萬三千五百餘石取れて居ります、それに將來二十萬丁歩擴げますれば五百萬石餘の米を收穫しまして內地人を養ふことが出來ると思ひます、假令ば英吉利の印度に於ける如く、英吉利が印度を奬勵してはならぬと云ふことで議會が滿場一致で奬勵はせぬと云ふ話になつた、其當時

ヴホコンスヒルド伯は自分の提出案が潰れて仕舞ひさうになつたので茲で私は英吉利の人民であるぞと言つた、此一言によつて贊成をするやうになつてとう〳〵印度を援勵することになりました、爾來英吉利の金箱に印度はなつて居ります、臺灣島は隨分砂糖なる産出であつて、昨年の内地輸入高は四億千萬斤計りであります、其を金高にすれば二千八百萬圓計りの割合であります、臺灣米の産出高は五百二十四萬三千石餘、十圓と見れば宜うございませう、そうすると代價は五千四百三萬圓になります、それから製茶が千四百二十六萬九千斤、一斤二十五錢としても三百五十六萬圓、それから又樟腦は世界中での特有物産、是こそ日本の特有物産で他の國で類似をすることが出來ないものである、二十三年には樟腦は六百萬斤輸出したと云ふことでありますが、今日は二百萬斤位しか輸出はない、二百萬斤の樟腦の代價は幾ちかと云ふと百二十萬圓ばかりの金である、臺灣のことは之れで仕舞ます扨世界の航路が變更に成りまするとき日本の國は實に大々的の利益を得て大いに幸福を增すものであろうと思ひます、そこで、日本國は御承知の通り東の外れであつて是は俗に云ふ下等の國だと云ふても宜からうと思ふ、若しも之が中央に有つたならば船舶の往復盛にして輸出入共甚大なる利益がありますが此幸福更にないのであります、然るに日本の長崎は少し好いから、寄港船がありまして、そこで神戸にも寄港船がある、所が横濱と來ては唯の一艘も寄港船がない、皆直行船であります、横濱と目差して來る船の外に寄港船はない、で貿易港とするならば長崎が好いけれども長崎は囊が小さい、神戸は囊が大きいからあそこは一時に逸んで來て今日は殆ど横濱を凌駕するやうになりました、横濱が是と競爭することが出來ないやうな貿易港になつた、そこで此「ニカラガ」運河が開通すると同時に横濱が東洋第一の貿易港とならねばならぬと思ひます、必ずなるだらうと私は御受合をします、併ながら横濱が敎の貿易に向つて百億圓貿易なすことが出來るや否や、それは受合はれぬと云ふことも御受合をします、そこで此寄港船でございます、

寄港船其港に費する金高は中と大きなもので香港、上海、又太平洋を航行する船でありますから幾ち小さくつても四千噸以上の船でなければ往復は出來ない、四千噸以上と先づ見て是を平均五千噸と致しませう、五千噸としたら幾ち計のものを寄港したるものが出費あるかと云ふと少く積つても一萬圓、さうして石炭、水、食物等を買求めますから一艘の船が這入つて來れば一萬圓の金を撒いて出て行く、今日の所では船の出入が横濱は七百二十四艘位でありますが、是が將來仕二十五倍よりは下らぬ、さうすると二十五倍這入るものとすれば仕樣がないやうに金が落ちて來ると私は思ひます、それで是非とも日本で此貿易を取り盡して御貰ひ申さぬければならぬ、今假りに此航路がどこを起點にして運動するかと云へば亞米利加の起す所のものは比律賓群島だと思ふ、比律賓群島はどう云ふことになつて居るかと云ふと米國は沿海にして沿海貿易港として他の者は入れぬと云ふて騷いで居る、右樣のことは異運數千哩の太平洋中を沿海貿易港とすることは出來ますまい、亞米利加は飛上りだからそんなことを言つて居る、歐米各國より日本に向て來る多額の貿易品を日本人が取扱ふことが出來る其船が來て出て行くには横濱に寄港しなければ必ず神戸か又は大坂築港が出來た後には寄港するとてありましよう、それから長崎、上海、香港と行くことになります、そこで日本人が其貿易に向て取扱を爲すとせば先づ商賣のことに暗くつて金儲けが大嫌ひであつて取らなかつたと假に定むれば世界の商賣人に笑はれる、日本の者ほどこけな者はない、あれ程の幸福に向いて來たのにそれを追い逃がすと云ふのはどうしたものだと笑はれますから、敎は一つ皆樣方も奮發しなければならぬ所かと思ひます、そこで私の考へますには横濱を自由港にし或は神戸も自由港として向ふから來たる貨物即ち貿易品を日本の各港内に揚げさせる工風をしなければならぬ内地を出る時に始めて稅を課するものとす、さうして倉敷を取らないでも間接には非常に利益があるものであります、又貿易の上から見れば輸出港が好いとか輸入港は惡いとかと云ふことを申しますけれども、經濟上から云ふとどちらも同じものであります、國家の上から輸出港が宜くつて輸入港

が悪いと云ふ說は是は經濟上の利をしらない者が云ふ言葉であります、輸入が多ければ國が潰れるとか、輸出が多ければ建國に宜しいが先づ輸出の多額の國は極々悲ない、亞米利加のやうな農產國に於ては輸出に超過して居るのであります、强ち輸入が多いと言つても決して憂へることはない、輸入が超過するのが當り前の話である、そこで將來には航路が日本に向つて來たならば先づ以て船舶に十分の奬勵しなければならぬと思ふのです、現在鐵道に補給利子を與れて奬勵をする當時ではありません、鐵道補給を全廢するの時節となりました、蠶業外の御話を致しましたが少し計り生絲の御話を致しませう、段段皆樣から蠶業の御話もございましたが、將來僧は一層多額の養蠶を起しても決して販路に差支ないと云ふことを皆樣からも御話があり、又度々私も耳にする所でございますが、自分共も歐羅巴へ參りました當時は絹織物ほど貴重な物はないと云ふやうな有樣で、「ハンカチーフ」を「一ダース」も通物にしますと他品に比較して非常に其品を喜ぶことでございました、其當時には一日二十五圓と云ふやうな旅館屋に泊りましても寢床に敷く所の物は麻布でありしものが當時は白の紋織の絹ださうでございます、私の行つた時分は白の麻であつたのが、此間大谷嘉兵衞君が歸つて來ての話を聞くと全く白の紋織の絹だと云ふことであります、是には實に驚きました、先づ絹物を夜着にして用ゐるやうな有樣になつて來たのであります、それだから歐羅巴の方面も未だ十分此絹織物が擴まることであらうと思ひます、將來は世界中の生絲產額は二千萬キロ位に成つても差支なからうかと思ふのであります、それはどうかと云ふと北米合衆國は三十年以前から見ると今日は合衆國として立派な國になつて居ります、米國は現在は絹を消費することは中々澤山で「リヨン」獨逸、瑞西或は英吉利邊よりも絹の輸入があります、殆ど今日は世界で一番絹を使用する國になりました、是は詰り金持ちになつた結果であります、南の方の人民にした所が驕りを知ち必人民ではない、皆金を儲けた以上は驕りをするに相違ない精々日本も十分に將來多額の生絲を產出する樣に皆さんに御勉强を願ひたいと思ふ、で御話は長時間續けましても差支は御座いませんが時間もありませぬし後にも皆樣が有益な御話をなさいますから是で御免を蒙るとして、終りに今一言申上げたいのは生絲の直段でございます、直段のことに就ても大變杞憂を抱いて御居でになる方もございます、先ほど足立さんの御話は至極御尤で私などの考へも少しも足立さんと違はないのであります、それは佛蘭西生絲の直段を日本貨に直して來たものもございますが先づ生絲の直段は一千圓は高いか安いかと云へば一千圓と云ふ價直は私は至當の直段であらうと思ひます、又少し御話が横に這入込んで濟みませぬが、世界の經濟から來りますと其以前は金銀兩本位でございました所が、普佛の戰爭の後獨逸は金本位と云ふことに致しました、獨り英吉利のみ金單本位あるものが獨逸、佛蘭西、金本位と云ふことになつて來ましたので何れの國も皆金單本位にしなければならぬと云ふことになつて來ました、日本も金單本位となり、露西亞もなつて來て今日は亞米利加にしろ金銀兩本位と云ふやうな寢言を云ふ者は無いやうになりました、そこで二十七年が第一に生絲の價が安い年でありました平均百斤七百十七圓二十九年には七百八十餘圓、それより安い直は今迄ないのであります、そこで私の考へますのには此生絲は將來高くなればとて安くならうと云ふ考はございませぬ、上るか下るかと云へば私は下らないと思ふ、詰り此生絲の景氣が悪くなつたと云ふのは「トランスバル」と英吉利との戰爭から下落した、英吉利は戰爭を起すに就て世界中の金貨を引請めて戰爭を起したとの新聞もあります英國持有しある各國公債を賣付けて各國の金貨を吸收した後、六億千五百萬圓も戰爭費用を出金したと云ふことであります、其の金の散亂したものが抑ゝ好い景氣を現はすものになりましよう皆樣もどうか奮發なされて此養蠶の方面に就いて擴張なさることを希望致します、

◉寄書

●桑園の設計

新潟縣西頸城郡能生町
大日本蠶絲會員　山崎瀧三郎

桑葉は蠶兒か唯一の營養品たるのみならず繭の原料生絲の前身なれば良桑を以て飼育せし蠶兒は發育强健にして繭性絲質亦良好なり加之養蠶業の發達と共に桑代騰貴し繭の賣揚金を以て悉皆桑の買入代を支拂ふものとすれば除る所無きに至らんとす故に養蠶家は各宜しく其土地に適する良性の種類を擇擇し且つ早中晩三種の配合を計りて之を栽植し其培養を勉め其蟲害を除きて之が收穫を多くせば一は以て桑代の暴騰を制して本業の圓滿を圖り一は以て善良なる繭を多量に收めて蠶絲の盛大を致し之を小にしては地方の產業を殖やし之を大にしては國家の富源を進むることを得べし

然るに養蠶家中未だ一株の桑樹を所持せずして此業を營まんとする冒險者あり既に數畝の良田を變じて桑園とし桑賣を目的とする投機者あり二者共に此業の圓滿を沮害し盛大を挫折せしむる流行熱患者なるのみ予は實に此の如き流行熱に冒さるゝ輩あるを悲きずんばあらざるなり

桑園適當の位置土壤栽培肥料病害及び桑樹の種類等は先覺者の研究を遂げ經驗を積みたる成績あれば余は徒らに之を說明せずして玆に聊か本年栽植せし桑園三段歩の設計を記載し以て會員諸氏の參考に供せんと欲す

桑園の位置　高陽にして日光の透射と空氣の流通宜しく且つ排水能くして地水の停滯する憂無し地勢は平坦の面積多くして稍東南方に傾斜せる處もあり

土壤　大半は壤土にして他は輕粘土なり

圃地　余が所有に非らず左の契約にて小作をなせるなり

小作年限三十ヶ年小作米一ヶ年一段歩(三百坪)に付き二斗(之れは植付の當時と成木するとに依りて小作米を異にすれども通じて二斗とす)此玄米時價拾壹錢位にて二圓二拾錢

因に記す所有者の地價金は一段歩七圓內外にして當時地方の賣買は一坪四拾五錢位

桑苗　早生桑赤木、晩生桑根小屋高助、越後は積雪の國なれば葉質滋養分の優等にして寒氣積雪に堪ゆる種類を擇べり

一段歩六百株畝間五尺にして株間三尺六寸とす此代金三圓九拾錢一株六厘五毛

運賃　當場より圃地までの運賃六百株に付四拾二錢餘一株七毛位

鳥劵及び雇替料六百株に付七錢一株一毛位

之を合計すれば一段歩六百株の桑苗價四圓三拾八錢位

桑苗は昨年十一月廿二日取り寄せ今春栽植四月廿九日まで假りに伏植せり之れ春季に運搬しては根の干燥するを恐れてなり

桑園整理の耕夫賃金其他　桑園整理は畝間五尺の間に口幅二尺深さ一尺五寸の平均掘りにて一段歩三百五十間の間數を一間二錢とし一段に付七圓(一人の耕夫二十間以上三十間以內を掘り(たり當時地方にては一人の賃金四十五錢)に請負はしむ)

次穴の表土を初穴の底に入れ其底土を初穴の表に置かしむ

其他日雇人夫二人此賃金九拾錢

麵穴に基肥を入れ又掘り上げたる底土を粉碎せしむ

植付ヶ一人此賃金四拾五錢

太根を最下の芽より四五寸の先きに切り鬚根を二寸位に切りて根を南方に向け最下の芽より二三芽を埋める位に土を寄せ輕く踏み付けて補ゆ植え付後直ちに梢端の二三芽を殘して切る

基肥料、稻藁其他穀物類の稈柴等此代價二圓

支出(一段歩の改算)

拾四圓七拾三錢の固定資本(此一ヶ年資本元金拾圓に對し一圓の利子金にて)一圓七拾六錢七厘

流通資本の內備用資本(小作米代金)二圓二拾錢

耕作人夫五人此賃金二圓二拾五錢(每年)

肥料此代價二圓五拾錢(每年)

合計八圓七拾一錢七厘

收入(三十ヶ年間平均)

每年一段歩より百八十貫目の收葉にて百目八厘とし此代金拾四圓四拾錢

殘金五圓六拾八錢三厘純益

桑葉收量及び代金は勿論豫算に過ぎざれども本縣農事試驗場の成績に依れば大凡そ二百貫目の收入あり

又其代價は地方年々の平均を見たる普通價なり
尙は桑樹の生育栽培の成績病害の模樣等は他日實地に就て詳に報ずる所あるべし

●女子蠶業教育の普及に就て

詳島縣勝多郡荒砥村
大日本蠶絲會員　鈴木源十郎

普通の比較法に隨ふ時は女子は常に男子に對して智謀術數に乏しきが故に其全般の事業に於て意志の主躰は必ずや男性を用ゆるにあらざるよりは不完全の狀態をなすは遂に免る可からざるや必せりと此論又蠶業界に應用するを得べし今や我國十有餘個の蠶業學校や幾多の蠶業試驗所や傳習所は瞬間にして建設せられ然して全國數多の青年男子は直ちに此機關によりて斯業上の技能を修むるを得たり爾來須臾にして此等の男子は各地に分配せらるゝの運に達せり若し夫れ我國の蠶業が悉く此の種の人々によりて經營せらるゝ場合に於ては斯業が健全の發育をなすこと一點の疑義を挿むを要せざれども我國三百餘萬の蠶業家中其子弟を促がし斯業の專攻を爲さしむ可きの勇氣を有する者果して幾人あるや演繹的なる論者は謂はん事に早晩の別れども苟も斯業の有効を認むるに於ては何人も其子弟に對し斯業上の技能を修得せしむる爲に凡ての障碍を排除するに吝なる可きの理由あらずと然れども歸納的に確乎たる解釋を下さんと欲するものゝ到底首肯する事能はざる所なり然れども我蠶は一歩を讓りて數十年の將來に於ては蠶業學校や傳習所の得業生が廣く分配されて斯業經營の權を掌握すると假定するも我國の習慣によれば男子は常に社交上の必要に制縛せらるゝ者なるを以て其家族に對し蠶兒飼育法等に就き大體上の注意を なすを得るも直接蠶兒飼育の任に當る者は果竟女子たる事を忘る可からず然るに女子が斯業上に關し智力と技能とを有せざらんか到底斯業の圓滿は望む可らざるなり是れ我蠶が本論を草するの第一の理由なりとす然り而して未來は兎も角現在の事實は前段述ぶる如く斯業上の大要を命令的に家族に遵來せしむべき男子すら修學するもの尙且つ雨夜の星に等しきに非ずや是我蠶が本論を草する第二の理由なり而して女子に對する蠶業教育の方法手段は如何にせば可なるや蓋し種々ある可し我蠶の信ずる所によれば是も簡易なる女子蠶業傳習所を所在の部落に設立するを以て輕便なる方策なりとす何が故に簡易にあらざれば不可なるや我蠶は答て言はん女子の職業は畫織り蠶絲のみに限る可けんや一家の家事經濟より鍛練

調理に至るまで爲さるる可からざるもの一二にして足らず果して然りとせば二年若しくは三年の間專心斯業の研究に從事し得るの餘地ありや否や頗る疑なき能はざるなり是れ我蠶が簡易ならざれば不可なりと云ふ所以なりとす然り而して吾蠶は又何が故に所在の部落に設く可しと云ふか蓋し成る可く多數の志願者を求めんことを欲するが故なり又多數の好齡女子等が朝に往て夕に歸り慈愛なる父母の膝前にありて嚴正の監督の下に立つの利益あり之を要するに我蠶の女子に授くべしとなす學科の要目は蠶體生理及病理の大要、養蠶法、製絲法等を講義し之と併せて實修をなさしめ實際に學理を應用し以て斯業の趣味を得了せしめ男子に依賴することなく自から其經營繰作をなし得可き實力を養成せしむるにありとす

●秋蠶業に就て

長野縣南安曇郡道村
大日本蠶絲會員　中村卯之二郎

抑々養蠶の業たる我が國農家の副產として其收益の多き他の及ばざる所あるを以て益々進歩の狀勢を現し年一年其產額を增加し實に生絲は本邦輸出物中第一位を占め其收得する金額は一ヶ年凡そ四千萬圓以上の多きに達し國家の消長に關する重要事業となりたれば本業の進歩發達を畫策すべきは我國目下の急務にして將た農家の責任なりと信ず

然り而して我信濃の地たる高燥冷寒にして最も蠶種の製造に適し蠶業の盛なるより夙に其名を內外に揚ゞ殊に吾が南安曇郡は天然風穴蠶種貯藏所の設けありて秋蠶種の特產地を以て鳴る迂農率に此天賦の好土に生を享け多年秋蠶種の改良に盡力し進歩擴張を圖りつゝあれば左に平素抱懷せる卑見を述べ養蠶家諸君の參考に資せんと

夫れ秋蠶業は實に明治初年當地方の發明に係り其經歷至て淺く加ふるに一時種々の妄說出でたるより當業者の排斥する所となり其進歩遲緩なりしも實際は之に反し僅々たる歲月間他業に比類なき利益あるにより其說の誤れるを悟るに至れり而して如何に阻遏せんとするも利のある所人の之に趨くは自然の道理にして近年秋蠶の流行は恰も一瀉千里の勢を以て今や殆ど全國に普及せんとするに至れるは實に斯業の爲め慶賀すべき事なりと謂ふべし然りと雖も其地方により未だ經驗なき新事業なるを以て往々失敗を招

き其結果漸く振興せんとする業務を毫微振はざるに至らしめんことを恐る故に先づ春蠶と秋蠶との利害及び飼育上其趣を異にすべき要點を列擧し大方の一參に供すべし

(一)當地方の如き氣候寒冷にして掃秧と養蠶期と衝突する所に於ては春蠶飼育を爲す能はず勢ひ夏蠶又は秋蠶のみを飼育せざるべからずと雖も其否らざる地方に在りては從來の春蠶の傍ら秋蠶を飼育せしむるは必要の事業ならずんばあらず即ち春蠶育地は其上簇後秋蠶發生迄の間に於て蠶室の掃除、蠶具の洗滌桑樹肥培の間隙あり加之ならず春蠶刈直しの繰芽を間引きて稚蠶を飼育し秋季空しく枯凋する桑葉を化して黄金となすの利益あるものなれば養蠶の順序に於て又栽桑の上に於ても恰も農業の米作麥作に於けるが如く年に二回以上の收繭をなす最も適切の副業なりと信ず

(二)秋蠶は地方により多少の差異ありと雖も農の最も閑暇なる時に於て大概廿三四日の僅少日子間に飼育し得べきに依り人夫其他の費用を要すること少く就中養蠶中其重なる食桑の如き春蠶に比し少量にして同量の繭を産出す然れども蠶に及ばざるは又止むを得ざるなり

(三)秋蠶繭は解舒甚だ易きに依り製絲費を減ずること凡そ三割而して光澤の優美なる他蠶絲の比に非るより美麗なる織物となすに適す彼の有名なる濱縮緬の如き其一なり

(四)秋蠶は其絲質春蠶に比して劣る所ありと雖も製絲の美なるにより價格は却て高價に賣買せらるゝを見ることあり

(五)秋蠶飼育は秋季桑葉を摘み採るが故桑葉に害ありとの說一理ありと雖も其收益は損害を償ふて餘りあるを以て養蠶の目的たる經濟に於て之を飼育するに利ありとなす

以上陳べたるが如く秋蠶の利益多々ありと雖も秋蠶飼育に就て最も注意研究を要すべきは左の二點にありとす

(一)蠶種の撰擇、蠶種の精撰せざる可らざるは獨り秋蠶のみに限らざるが如しと雖も夏秋二蠶種は素と二化生なるより一化生の春蠶種又は夏、秋蠶原種及び當地の風穴蠶種にして普通夏蠶に代用し飼育すべき者に比して蟲質弱く從て蠶種の良否其成績の上に現はるゝの顯著なる實に太甚しきものなれば蠶種の購入を誤らざるに勉めざる可らざるなり

(二)飼育術の習得、飼育期の氣候春蠶と異なり温度極めて高く濕氣多ければ隨て飼育困難なり即ち秋蠶飼育期は温度高きを以て春蠶より日數短少なる所以にして其勞働も繁劇ならざる可からず抑〻蠶見は温度空氣桑葉の三要素に依て發育するものなれば温度低きときは食桑少く發育緩慢なりと雖も温度高き時は食桑頻繁にして發育極めて迅速なり而して温度低き時は空氣清涼なれども高温度の時は空氣鬱熱を釀し易し之れ斯業者の最も注意すべきの要點なりとす

尙秋蠶飼育の時期は暑氣劇しきにより蠶見の呼吸は頻繁にして給桑從て多ければ室内に炭酸瓦斯及び水蒸氣充滿す故に勉めて空氣の新陳代謝に留意せざる可らず而して給桑頻繁なるより隨て蠶沙堆積するものなれば一日一回乃至二回の除沙を行ふにあり然れども是等の人夫を吝み除沙を等閑に附するときは種々の病蠶を發生するに至るの因となるに至るの如し而して華氏寒暖計八十度より八十五度の温に於ては給桑は一日間十回乃至十二回にして發生より上簇迄の給桑回數は大凡百五十回とし蟻量一反に付桑葉量終始合計凡三十五貫目を要す之を眠期に分割すれば發生より一就眠迄に三十回一眠起より二眠迄に二十六回二眠起より三眠起迄に三十二回三眠起より四眠迄に三十回五齡中上簇迄に三十二回とす而して總て桑葉は雨桑、露桑、蒸桑を忌み給與の均一に注意するを要す

以上は春蠶と秋蠶との關係及利害の概略のみ當業家諸君前際の卑說を掛酌せられ本業進歩の萬一に資するあらば幸甚

●廣告の必要と其弊害

長野縣東筑摩郡本郷村
大日本蠶絲會員　鳥羽久吾

營業廣告の要は自己の職業を誠實に世人に紹介するにあり若し夫れ妄に誇大の言をなし無責任の紹介をなさんか其弊害は啻に自家の信用を失墜するのみならず斯業の改良發達を沮害するに至るべし近來文運の進勢と共に世人廣告の必要を識り新聞に雜誌に街路店頭に甚しきは機關雜誌を發行し之を利用するもの多々なると共に之が弊害百出し遂に世人をして廣告は山師的投機者流の專用物なりとの觀念を釀生するに至りしは余輩の憤慨に堪へざる所なり殊に蠶種業に於けるが如き其弊害の歸する所養蠶製絲に及ぼし國家經濟の消長に關するに至る當業者たる者深く留意する所なくして可ならむや夫れ蠶種製造家が謀め蠶種製造の期日を定め種價を報告する如きは蠶種家の務めにして飼育者は之に由

て播立飼育の準備をなし安全に取引賣買することを得べし廣告の効益玆に至て顯著なりと言ふべし然るに蠶種販賣の廣告をなすもの此意を躰せず己れは眠期を解せず熟蠶の判別をもなし得ず中途種繭を買入れて而も倘能く熱心飼育製造販賣と云ひ或は蠶種製造の期日を明言せずして飼育家の機心に投じ種價に掛値をなして着實なる養蠶家を欺き妄りに雜駁なる掛合を試みて改良蠶種と稱し粗製濫造倘且つ精撰無毒の蠶種なりと誇稱し遠隔の地信用を以て取引する誠實なる蠶家を瞞着するものあるに至つては蠶業界の爲め一大恨事なりと云ふべし

凡そ何事にまれ職に從ふものは其繁榮を希圖せざる者はなかるべし蓋し職業の隆運に趣くと共に所謂社會的義務を盡すことを得ればなり若し單に衣食を擇まんが爲め慾情を充さんが爲めなりとすれば乞食可なり詐欺可なり盜賊可なり何ぞ終歳終日營々悒々として勞苦を事とし一定の報酬に安じて敢て巨利を欲せず唯業に勉勵して事業の成効に勸めんや吾之を老農に聞く種子ほど大切なるものなしと見よ一握の粟之を播かば數石の粟となり尺餘の蠶種紙も之を飼育すれば百金に値するに非ずや世の種實を販賣せんとするもの蠶種を製造せんとするもの投機者流を學んで只利に吸々として能く社會的職責を完ふすることを得んや事業は着實なるべし廣告は誠直なるべし敢て感ずる所を記し同業者に諭る

●統計

●五月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表（大日本外國貿易月表に據る）

種目	三十三年五月分 數量	三十三年五月分 價額	三十二年同上 數量	三十二年同上 價額	三十三年一月以降累計 數量	三十三年一月以降累計 價額	三十二年同上 數量	三十二年同上 價額
生絲	四六、八六七斤	三、六五四、〇八六・三五円	七五、二四三斤	五、七六八、三四〇・一七円	一、六六八、七五七斤	一八、六六五、七五一・九九円	一、七〇二、〇六六斤	二六、二七五、一八五・〇三円
熨斗絲	七、二六八	一一、〇〇〇・〇〇	六七、〇〇四	六六、九二七・五四	一一七、三〇一	一五五、八四〇・〇〇	四八九、七八〇	四四一、一五一・六四

輸出	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
屑絲	一〇八、〇四四斤	一二一、五〇八・六六円	一五六、〇一二斤	一三六、九五六・八七円	一、〇六七、四四〇斤	一、五六八、五八〇・〇四円	一、一五三、一六五斤	八〇〇、八八〇・五一円
空繭	—	—	—	—	—	—	一〇、一五五	七、二〇〇・〇〇
眞綿	—	—	[illegible]	一五・〇〇	—	—	四	一四四・九五
屑眞綿	—	—	—	—	—	—	一〇、一一一	六、九七三・五五
縮緬	四四反	四二六・四〇	一〇六反	二、六四五・五〇	四〇一反	一一、四〇五・一五	六三九反	一〇、九五八・一二
羽二重	六三、九五三	一、〇六八、九五一・〇六	五九、八一四	一、〇五八、三二三・五七	五〇七、四四八	五、九二九、八四四・八二	五三八、六八五	五、六四四、〇一四・六六
甲斐絹	六、四八三	七五、八七三・三七	四、三三三	八三、四四四・六五	五五、六八九	五四五、六六八・五七	四一、七九一	五七三、〇八五・八四
他の諸絹布	二、五四五	三七、八九九・〇〇	三、一〇一	二三、八九六・五六	一一、八六二	一〇五、四七三・五六	七、五二八	四七、九三五・八一
絹製手巾	一四、〇一二打	五三五、六六六・八五	一〇五、〇〇五打	三六九、三六八・〇五	五四〇、三五七打	一、四〇八、七五一・〇六	五五三、〇五九打	一、一四〇、一九四・〇四
刺繍絹布	—	五、〇五九・五六	—	四、五五九・〇〇	—	一九、九六一・三四	—	一〇、四八五・五二
他の諸絹製品	—	四七、三六一・二六	—	七三、四四三・八四	—	三二九、〇九二・八五	—	一九〇、三九九・九四
計	—	五、四二三、八六七・三七	—	二、五七〇、五六六・四四	—	二六、七〇八、一六六・八二	—	三五、〇九八、一五八・三五

輸入	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
繭	三三、五四七斤	一四、八〇五・二八円	一六、一三八斤	九、四七二・六七円	二一七、四五〇斤	二二一、八八七・四二円	一六二、四八七斤	一七三、九六六・八二円
生絲	七五二	五五六・八八	一、三〇四	五、一二一・九八	五、七七三	二四、六二七・二一	五、四三三	三六、四四八・二三
柞蠶絲	一九、一七七	五八、七〇一・四〇	九〇三	四〇、五六二・八四	七八、一一五	一六九、七三〇・五一	二五、一四六	五六、四一六・九五
絹織絲	五、三三六	九、一九五・五八	—	—	四六、五九二	八二、五八一・九〇	二、六七七	二、三五四・二九
縮緬	八四五方碼	一、三二四・五八	九一七方碼	一、三〇一・一〇	一、八八三方碼	二、六〇六・一八	二、三六七方碼	五、一二五・〇六
絹紬	四五、九七四	一五、〇五一・〇八	八四、九五四	二四、九八九・〇二	二四〇、三五五	七四、三〇四・九五	一九九、三三〇	六三、七三〇・六〇
繻子	六、五〇四	九、七八九・六八	五、三三八	七、七〇九・五七	一五、八六九	三五、八八八・四四	一四、五九三	二一、八五八・四〇
絹綿繻子	一五、六三三	一七、四五五・四〇	六五六	八九九・五三	六八、五一六	六七、三一〇・一〇	一六、八三〇	一六、一七七・一七
絹綿天鵞絨	七一、二六〇	九七、九五九・三五	一九、八八八	四〇、七九三・五九	一六四、八八四	一六四、一六一・三三	五八、四七五	八八、五五二・七八
他の諸絹布	三五、一六二	一八、八三四・七八	六、六八一	六、四八七・七一	五四、六九五	四四、九九九・八九	一三、八四四	一四、二三四・七〇
其他諸絹製品	—	九六・一〇	—	—	—	一、一〇五・一五	—	七三四・一七
計	—	二五一、二九五・〇〇	—	一〇七、五三六・九九	—	一、〇六七、八二五・四五	—	四六五、四七八・一六

（參照）自本年一月至五月輸出輸入品價額連月比較表

月次	輸出	輸入	合計	輸出に比し輸入は 增	輸出に比し輸入は 減
一月	円 一五、一二六、九七六・六四	円 二二、三六九、七八九・二一	円 三七、四九六、七六五・八五	円 七、二四二、八一二・五七	―
二月	一四、五四四、〇〇一・六七	二五、〇一七、三四〇・二九	三九、五六一、三四一・九六	一〇、四七三、三三八・六二	―
三月	一六、六九六、〇三二・八五	三一、六四五、八六六・七〇	四八、三四一、八九九・五五	一四、九四九、八三三・八五	―
四月	一三、五二九、九四九・一四	三二、八二四、五七五・五九	四六、三五四、五二四・七三	一九、二九四、六二六・四五	―
五月	一九、八八九、八九九・七五	三〇、一三五、一五六・二七	五〇、一二八、〇九三・一四	一〇、一一三、二三六・八〇	―
通計	八〇、〇一三、九五九・四七	一四一、八九三、七二五・〇八	二二一、七六二、六六四・八二	六二、〇〇三、八一五・三二	―

（備考）　昨三十二年五月中は輸出千三百三十九萬八千百六十六圓九十五錢、輸入千八百十六萬千五百九十八圓九十六錢にして輸入超過四百七十六萬三千四百三十二圓〇一錢なり

◎六月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表（大日本外國貿易月表に據る）

	種目	三十三年六月分 數量	三十三年六月分 價額	三十二年同上 數量	三十二年同上 價額	三十三年一月以降累計 數量	三十三年一月以降累計 價額	三十二年同上 數量	三十二年同上 價額
輸出	生絲	斤 一五九、一二四	円 一、五〇七、五五五・九九	斤 一三九、〇九七	円 一、四四三、八五〇・四二	斤 一、七六七、八五二	円 二〇、四四四、五〇七・五六	斤 一、八四〇、一八五	円 二七、六〇八、〇三五・八五
輸出	熨斗絲	―	―	六、九五七	六、七六五・〇〇	二一七、二〇二	一五五、八五〇・〇〇	四九六、七一七	四四七、九二六・六五
輸出	屑絲	一六六、八〇五	一六七、〇一四・〇二	八二、八三五	七二、一八二・〇〇	一、二三四、一二五	一、二四六、五九四・〇六	一、三三三、九九〇	八七一、〇九一・五一
輸出	空繭	―	―	―	―	―	―	一〇、一八五	七、九〇〇・〇〇
輸出	眞綿	―	―	八	二六・〇〇	―	―	五三	一六〇・九五
輸出	屑眞綿	―	―	―	―	―	―	一〇、一一三	六、九七二・三〇
輸出	縮緬	斤 六七	円 一、六六二・七〇	斤 一八五	円 二、九九七・二〇	斤 四六八	円 一三、八二四・八〇	斤 八二四	円 一五、四九五・五三
輸出	羽二重	六九、〇三〇	一、一八〇、四一七・一七	四五、八七八	七六四、六五一・五五	三七六、八七八	七、一〇〇、二七一・九九	三八二、五九六	六、四五八、四六六・〇五
輸出	甲斐絹	一、五四四	二七、一五六・二六	二、六六一	四七、六六六・六七	三四、六五五	五八〇、八〇四・六二	四四、四九〇	六三〇、七〇三・八二
輸出	其他の諸絹布	二、五四〇	二四、〇九九・四四	一、〇九七	七、六四五・七一	一四、四〇三	一二七、五七五・三六	八、六二一	五五、五六七・五三
輸出	絹製手巾	打 一〇五、三三三	五九一、〇四八・一八	打 一〇〇、〇九八	三五九、三〇八・〇三	打 四三五、四七〇	一、七九九、七九九・二四	打 四五三、三六七	一、四九九、五〇三・〇六
輸出	刺繍絹布	―	五五、六六八・四五	―	二、一七六・六六	―	二五、六二九・七九	―	一三、六六三・四七
輸出	其他の諸絹製品	―	四〇、一五一・五五	―	四〇、八六四・九七	―	二六九、二四四・三六	―	二三〇、九八四・九二
輸出	計	―	三、五四四、七〇五・〇三	―	二、七五五、二六一・五三	―	三二、〇五三、八八九・八〇	―	三七、八四四、四五七・九六
輸入	繭	斤 六、九五〇	円 二、五〇五・二六	斤 九、九五二	円 六、七六九・四八	斤 二四、五六〇	円 二二四、五四〇・六七	斤 二七二、四五六	円 一七九、七七六・二九
輸入	生絲	―	―	二一	九六・七五	五、七七二	二四、六六七・一一	五、四五五	三六、五四四・九七
輸入	柞蠶絲	一〇、〇〇八	三五、一九八・五二	九、四三三	二三、七九一・五九	八八、一三三	一〇二、九一八・八五	五四、五五八	七九、二〇八・五三
輸入	絹機絲	五、六六七	五、四六〇・八九	六	一六・三九	五二、二五八	八六、八四二・七九	二、六八五	二、五五〇・六八
輸入	縮緬	方碼 八五	一二七・六九	方碼 四九八	六五九・八七	方碼 一、九六八	二、七三五・八七	方碼 二、七六五	五、七五四・九五
輸入	絹紬	六、四八九	七、六六六・一一	六〇、九三〇	一五、六六五・二五	二六八、八四三	八二、九七一・〇八	二五〇、二四〇	七八、四五五・八八
輸入	繻子	七、一六二	二、七四五・五五	五、九七七	一〇、六六一・五九	一三、〇四〇	五七、六六四・〇〇	一〇、五六九	三三、五一九・九九
輸入	絹綿繻子	七、〇八三	八、〇八三・二四	三、六六九	四、〇四六・五五	七五、五九九	七五、二五三・五六	一〇、四九九	一〇、三三五・五〇
輸入	絹綿天鵞絨	六七、一四五	六〇、五五九・五四	二五、七四五	三二、七一七・二〇	二三二、〇二九	四五四、四九六・五六	八二、三三〇	一三一、〇四八・九八
輸入	他の諸絹布	一四、七七四	一一、九〇二・六五	八、四四七	六、〇二五・五七	六九、四六九	五六、四〇一・五四	二二、一九一	一〇、五五八・二七
輸入	其の他諸絹製品	―	二四七・一三	―	六〇・六八	―	一、二八三・六六	―	七八四・八五
輸入	計	―	一七一、二二八・三三	―	九九、四九八・七〇	―	一、二五九、〇七一・七七	―	五五四、九七六・八六

（參照）自本年一月至六月輸出入品價額連月比較表

月次	輸出	輸入	合計	輸出に比し輸入は増減
一月	一五、一一六、六六六円	三三、六六、六九九円	四八、一四四、八二二円	七、一五二、八二二円
二月	一四、二四四、一〇〇、六二	二六、〇一七、三〇、六九	四〇、二六一、一八九、二二	一〇、四六六、三六、六二
三月	一六、六六、〇三、八八	三一、六四四、六六六、七〇	四八、六四一、八九九、三四	四、六四六、三三、八四
四月	二三、五二九、六四九、一四	三〇、八四、三三三、三九	四四、三四四、三四四、三四	九、二四四、六六六、四四
五月	三〇、三三、〇六六、四四	三〇、二三六、〇四二、一四	六〇、二五六、〇四二、一四	一〇、二三、二三、八〇
六月	一五、一六六、一六六、一六	三一、四三、三四〇、二二	六六、四六六、一六六、一六	六、四六六、四四一、八六
通計	九六、〇四三、〇三七、九	一六六、四四六、六六七、八	二、六八、四六八、六六七、〇九	六六、八四三、三四七、二四

（備考）昨三十二年六月中は輸出千三百六十七百〇五圓五十七錢、輸入千九百四十萬九千七百二十六圓五十四錢にして輸入超過五百七十五萬三千二十圓九十七錢なり

問答

◉桑樹萎縮病の件に就き質問

千葉縣市原郡五井町　大日本蠶絲會員　朝倉　要

桑樹一株中にて（根刈、高刈桑にありて）半は繁茂し半に萎縮病に罹りたるものあり其理由如何

答　大日本蠶絲會技師委員農學士　大森　順造

桑樹一株中半は繁茂し半は萎縮病に罹ることあるは是れ早晩全株に萎縮病を發すべきものたるを知るべし其萎縮の狀態を現はしたる枝は其根より循環し來る營養液の不足缺乏を來し又之に接續する根も其含蓄すべき養分缺乏し他の健全なる枝に循環し行くが爲めなり而して此の如く萎縮せる枝に接續せる根は大約病狀を呈し瘠小して枝根に乏しきか若くは腐敗せるを常とす又高刈桑にては其枝老朽するか若くは害蟲の寄生を受けたるが爲に萎縮すること往々あるものなり

◉葉桑の害蟲に就き質問

廣島縣安那郡柴村　大日本蠶絲會員　山根安右衛門

桑ヨラミ蟲（蛾蟲）の一種にして五月下旬頃桑葉に發生し桑葉の液を吸收し害を為すものなり葉裏に生息し其腹部より分泌せる綿樣のものを以て之を蓋へり此の蟲の繁殖すること速にして一週間乃至十日間を經れば全園に蔓延し桑葉の收穫を減ずること多きは一段歩に付四五十貫目に至る此蟲は石油乳劑を細霧注射器にて用ゆる時は速に驅除し得るとの說あり然れども此の石油乳劑を用ひたる桑葉は降雨なき時は蠶兒に與へ難き故少數の桑園を所持するものにして蠶兒を飼育するに於ては石油乳劑を用ひ難し又或る說に據れば凡ての害蟲は昔な枝幹に產卵し居るものなれば寒明の候松火を以て各株每に枝の間に入れ下より上に火を通せば驅除するの効ありと云ふ既に產卵を燒死するとせば幾分か桑樹發芽の害となるべく危險なりと思ふ依て是を驅除するに最も簡便の良方法御敎示を乞ふ

答　大日本蠶絲會技師委員　芝山　直清

桑樹の綿蟲を驅除するに簡便なる方法は先つ左の如きものならん

一　該蟲の發生は空氣流通の惡しき地に多し故に成るべく空氣の流通を良くして其蔓延を防ゞを要す

一　害蟲の附着せる桑葉は剪刀等にて截採り後ち集めて燒殺するを良しとす

一　枝幹等に存在するものは硬剛なる刷毛類を以て摩擦するを良しとす

◉蠶室及排氣窓の件に就き質問

靜岡縣賀茂郡稻梓村　大日本蠶絲會員　和泉　德太郎

（一）我地方は養蠶期中東南風方言習ひ風强く非常に濕氣室內に充滿し時としては飽和度に達すること少からず平常は乾濕の差二度にして之れを四度或は五度になすには勢火力を高からしめざるべからず斯の如き蠶室に於ては其蠶兒衞生に間然なき樣飼育せんには如何なる改造法をなし又如何なる飼育法を施せは之を豫防することを得るや

（二）排氣窓は下蟻以來之を閉ぢ極めて高溫の日即ち內溫七十五度以上の日のみ之を開き差支なきや又方二間高八尺位の室にして空氣を新陳代謝なさしむるには大凡何時間位開放すれば可なるや又我蠶室排氣窓より强風の時には外氣を吹き込むの憂あ

り

答

大日本蠶絲會技藝委員　浦部　良太郎

(一)東南風烈しき地にして蠶室を改造せんには先方向を幾向とし間口八間三尺奥行三間四尺五寸(但し二室の積り)表廊下四尺裏廊下三尺五寸となし東西三尺宛の廊下を設け瓦葺にして高さ一丈五尺五寸之を區分すれば床下二尺床より天井まで八尺五寸天井より桁の下塲までは四尺とし茅葺なれば三尺として可ならん東南濕風の爲め室内高温度に昇進し蠶座に蒸熱を釀すが如き塲合には東南方を密閉し之れに反する方向即ち西北方を弛め間接又は直接に空氣を流通せしめ力めて除沙をなし蠶座の腐敗を豫防するを宜しとす

但排氣窓所謂高窓は内法横三尺縱四尺高二尺のものを附するを要す

(二)排氣窓の開閉の温度の昇降によりてのみ左右すべきものに非す假令七十五度以下の温度と雖も室内濕氣と認むるときは薪炭火を利用して排氣窓を全開することあるべし

強風且つ高温にして排氣窓より外氣の吹き込む虞れあるときは風位を見計らひ風向面を閉じ一方を全開して排氣するを宜しとす

蠶室の廣狹により空氣の代謝時間を定むること能はず併し室内七十五度以上の温度にして熱するときは南北敷居上の欄間を二三時間放し又は床下に氣管の設けある蠶室にありては此氣管を開き室の中央部より間接に空氣を流通せしむべし

●秋蠶飼育に就き質問

埼玉縣賀茂郡志和地村大日本蠶絲會員　松川　松太郎

(一)客歲秋蠶種白龍を掃立飼育したるに實に眠起とも能く揃ひ成長せり然るに爾來雨天打續き温度も亦凉却せるを以て蠶兒四眠に就きし時より不揃となり五齡三日目起縮樣の蠶兒點々出來し躰軀は豆腐の如く柔軟となりて死し屍躰は久くすれば黑色に化す又白殭蠶の一二頭づゝ出來せるも其他の蠶兒は無事上簇し頗る良繭を營めり簇中には多少斃倒せる蠶兒あるも死龍、玉繭、屑繭等至りて少し掃立蟻量一匁に對し成繭二貫六百匁あり左の病氣及び其豫防法を問ふ

(二)我隣村某の飼育せる秋蠶は赤茶色を含みて初眠に就きたりしが其後斃死するもの多く斃死せざるも起縮となり良蠶は至て少し而して是と同一の蠶種を購求せるものは數十戸とも同一の結果を呈せり尤も同蠶種製造者の蠶種と雖も一日前に送致したる分は良結果を得此病原は如何明細に教示を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　土屋　泰

(一)質問の病蠶は從來軟化病と稱せしものならん此病は蠶室蠶具の不潔及び濕氣の過度等の誘因にて一種の微菌の寄生より起るものなり白殭蠶も亦微菌の寄生に原因すれども其誘因は前者と同一なり之を豫防せんには蠶室蠶具を清潔ならしめ雨桑、蒸桑等を給與せず室内の濕氣を拂ひ可成適度に空氣を流通せしむるより外に良法なし但し一度此病蠶を出したる蠶室蠶具は必ず消毒するにあらざれば翌年の蠶兒に傳染するの恐あり

(二)秋蠶種には微粒子毒の寄生多く且被害も亦急劇にして且つ著明なり質問の如く同種類の蠶種が皆同一の病狀を現したりとせば其病因の蠶種にありとせば微粒子毒の寄生にあらずんば種繭保護中の過失が若しくは蠶種運搬中の被害にして蠶性の虛弱となりしに基くものならん

●養蠶中防乾法に就き質問

栃木縣安蘇郡佐野町大日本蠶絲會員　服部　昌松

蠶兒飼育中室内非常に乾燥せし時は桑葉を桑葉の如く刻み蠶躰の見へざる樣に散布すること恰も給桑の如くなせば蠶躰に害を及ぼさずして徐々に濕氣を與へ乾燥を防ぐに効ありと又樗葉或は樫葉を以てするも可なり云ふものあり右防乾法は蠶兒に害を與ふることなきや如何

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡　繁胤

蠶室の乾燥せる塲合に桑葉又は樗、樫の葉を細剉し撒布するも蠶兒に害を與ふることなし

●膿病の件に就き質問

東京府南多摩郡多摩村大日本蠶絲會員　高村　源次郎

膿病は其原因呼吸作用を妨害せらるゝに有りと然るに其病徴に種々あり則ち光る蠶、節高、節蠶、等是なり此は何故に斯の如く病徴を異にするものなるやし

答　大日本蠶絲會技藝委員農學士　廣瀬　次郎

等しく軟病にして光る蠶と節高と微候を異にするは蠶兒發育期に相違あり從て內部諸器官の大小、排列の模樣に差あるが爲めなるべし光る蠶は三齡までに多く四齡よりは概ね節高と呼ぶ節蠶は節高の別名にして地方に由り名稱を異にするに過ぎず

●蛾の交尾及產卵時間に就き質問

山形縣南村山郡片谷地村　大日本蠶絲會員　小川　六三郎

(一)蛾を交尾せしむるには何時間位を適當とするや

(二)蛾をして產卵せしむるは何時間位を最も適當とするや

答　大日本蠶絲會技藝委員　毛呂　正容

(一)蛾の交尾は三四時間を經れば充分なれども夥多の蛾中には其交尾に早晩あるを以て割愛は此時間より凡一二時間を延ばすを適當なるものと考ふ

(二)蛾の產卵時間は割愛の早晩或は溫度に由りて長短あり即ち割愛早ければ早き程益々產卵を初むること晩く溫度低ければ又斯の如し而して兩者當を得し場合には早產者にありては凡四五時間にして產卵を終ると雖も數萬の蛾の中には產卵甚緩慢なるものあるを以て割愛後凡そ六七時間を經て除蛾するを可とす

●製種用撰繭法に就き質問

千葉縣市原郡平三村　大日本蠶絲會員　常泉　貞一郎

製種用撰繭の際繭を日光に曝し陽熱の爲め繭中の蛹動搖煩悶し其勢の活潑なるものを採りて製種用に供するに一頭の蠶蛆を見ず惡く發蛾し敢て蛾に異狀を呈せずとて類りに此法を行ふものあり右は蠶の生理上害なきものなるや如何

答　大日本蠶絲會技藝委員農學士　宮原　忠正

蠶が結繭して發蛾するに至る迄の間に於ては種々羽化の準備をなし躰內絕へず發育の變化あるものなれば此時に於て之を陽光に曝露し熱氣の爲め蛹を煩悶動搖せしむるが如きは其發育を害する拙からず宜しく暗室の小孔より陽光に透見して寄蛆を檢出すべし

◉外報

●歐洲養蠶景況

（在里昂帝國領事館六月二日及同十六日附公報）

▲五月二十六日以來六月二日まで各地よりの報告を見るに左の如し

佛國に於て前週の降雨に增さて北風と冷氣との到りしことは該國養蠶進行のため特に好都合なりき同國に於ては桑葉常に十分にして桑貿亦過養分に富み尙此の如く都ての狀況は本年收繭の結果なして滿足ならしむべきものゝ如し

蠶兒は目下セクエンスに於ては第四眠期に在り、ドロームイゼールの山間地方に於ては既に上蔟期に達せり而して其經過孰も順當なり

伊太利國に於ても氣候頗る養蠶のために適良にして其經過亦順當なり

メシヌ地方に於ては桑苗每百基二十「リヤ」に達せりと云ふ同地方に於ては新繭造り市場に上り始むる由なれども未だ取引なきがため繭價一定せず

ポー河の流域なる伊國北部地方（即ち該國收繭の大部分を產する地方）に於ける蠶兒は大抵第四眠期に在り其經過亦順當なりと云ふ此等諸地方に於ても亦佛國に於けるが如く氣候頗る養蠶に適し殊に養蠶の進行平年より稍も晩れたるに拘らず上蔟の際陰雨の到來する恐なきか如くなれば今後異常の急變なきに於ては本年の收繭は豐況なるべしと云ふ

中部伊太利及シシリーに於ては養蠶は不況の由なるか未だ詳報に接せず雖も豐際大なる損害なかるべしと云ふ

地利伯牙利及バルカン半島諸國に於ては近年益々斯業の進歩を見る而して本年の經過は大抵順當なりと云ふ

西班牙國に於ては養蠶既に終了し近々新繭の取引を見るに至るべしと云ふ尤も方々同國の收繭高は世界全體より見るときは甚だ微少なる部分を供給するに過ぎず

土耳其國シリー地方に於ては其時養蠶の進行に多少の故障を生じ減作を報ずと雖も未だ其度合を知るに由なし

ブルースに於ては養蠶の進行に故障なし該地方に於ては昨秋の乾燥及戒る部分に起りたる今春の霜害のため桑葉の發生を妨げたりと雖も近來の降雨に因り其失ひし所を恢復したりと云ふ

▲六月九日以後同十六日に至るまでの各地の報告を接するに其大要左の如し

佛國に於ては養蠶其終を告げ本週を以て繭市場の開始するか見たり光る市場に上りし繭の分量は未だ多からず本年の繭相場か如何に定り行くべきやは當に養蠶家のみならず生絲商及組布商も注目し居り孰も生絲組布市場の目下の不安不定の狀況に一段落を見るには繭相場の確定を待たるべからずと考ふる所なり盤下新繭の買手及賣手も兎角控の姿なりと云ふ然れは今週市場に上りたる繭の如きは多くは次回市場に於て定るへき相場に依るべしとの約束なり以て取引せられたりと傳ふ

伊國に於ては近日の降雨か上蔟期に在りし蠶兒の經過を多少妨げたるか如しと雖も要するに特筆すへき程の被害の報を聞かず故に同國本年養蠶の結果は滿足と稱せらる同國に於ては繭市場殆と各地に開かれトスッ地方及中部伊太利に於ては繭荷益々來集せんとすシシリー島及サルデルに於ては四「リヤ」一〇叄乃至四「リヤ」三〇叄の相場を立てたれとも是れ畫し投機者の手段にして製絲家は容易に斯る高價を拂ほう控目の柔なる由なり

同國に於ける六月十三日の市場にて同國黃種繭上等品の取引相場

左の如しと云ふ

トスカン地方　〔リヴ〕三・六五―三・六〇
エミリー地方　三・五四―三・五七
ウエチエー地方　三・七〇―三・三六
ロムバルディー地方　三・五〇―三・〇四
ピエモンツ地方　三・三一―三・二六

〔編者曰く公報の標題は里昂養蠶祭況とありしも其報告の内容は特り里昂附近にのみ止らず歐洲全體に渉れるものあるを以て歐洲養蠶祭況と改題したり讀者之を諒ぜよ〕

❀佛國本邦產羽二重商況

（在里昂帝國領事館公報）

羽二重の用途　我羽二重は歐米に輸入の上大體二樣に加工して需要に供す即ち一は捺染、二は無地色染なり

捺染羽二重の用途は婦人衣服の上著及婦場男女の襟飾等に家具其他諸道具の副飾品等に供するに在り

無地色染羽二重の用途は衣服及諸般著用品の副飾品又は裏地下著用シヤツ、殷引襯衣其他男女の無地襟飾等に供するに在り

右の内捺染は最も羽二重のため需要なる加工術にして里昂の長所亦此術の上に存す

昨年の流行や一般に捺染品を需要したること既に世人の知る所の如し而して捺染には羽二重最も適當の紬布にして昨年の輸入高未曾有の大額に達したるは即ち此故なり

當里昂市有力の商店に就き羽二重に係る今後流行の見込如何を質問せしに其答へ曰く「特に羽二重に關して其成行如何は兼言に答しむるを難しも之を從來の經驗に徴すれば向後の流行如何に變遷するも捺染品は常に必ず多少需要せらるべきものと謂ふ得べし」と

近來製澤が益て中民的の寵り隨て一般に成るべく美麗なる品を成るべく廉價に多量に供用するの趨勢なること疑は今更茲に喋々な要せず當時紬織物類が羽二重たると否とを問はず益々輕目廉價のものを多量に製產し成るべく廉價に販賣するの事實又此「製澤普及」の一現象たるに外ならず　昨年歐洲諸國の蠶絲檢査所に於ける生絲檢査高が撚絲檢査高に比し增進の勢著く強きが示したるは即ち右の如く輕目紬布製造のため生絲其儘にて製織する方法益々擴張せらるゝに因ること明りなり　現に當里昂地方の諸工場中此種の輕地物（即ち日常著用品）を織する工場に注文の殺繁なるに逐れ昨年來毫も其活況の衰へざるのみならず斯る紬布の注文者は其製織に適する機巧の數不足にして折角の需要を悉く滿足ること能はざるを歎息せり

此「製澤の普及」なる近來の現象が如何に羽二重の上に顯れたるやを見るに今より凡そ三年前頃までは捺染に供する羽二重は十匁、八匁半乃至八匁附位までの輕目物をも用ふるに至れり　次に無地色染に供する羽二重は後時は七匁附位のものに止りしが乃今六匁半、六匁乃至五匁附位までのものを用ふるに至れり　而して四匁附以下の羽二重の紬（むすりん）を其用途を共にする所にして後に記す如く其製爭品たるものなり

要するに我羽二重の最も需要高多きは六匁乃至七匁附のものなりと云ふ

前記「製澤普及」なることは必しも高價貴價の本來の製澤をして消滅せしむることを意味せず現に羽二重に於ても輕目品實行の增進と同時に其上等重目品のものは相變らず從來の通其需要を見る所なり注意のため茲に之を記す

羽二重と紬（ムスリン）　近來紬（ムスリン）が歐洲の流行に投し其消費高實に著大にして隨て當里昂地方は勿論者も該品の製織に從事する工場は殆も未曾有の活況にして爾て利益亦かちず從來黑昂機織數の減少は大部分紬（ムスリン）織織のため如なりと云ふ說あり

技に甚た興趣ある事實あり今より二年前の頃我羽二重の三匁乃至三匁半附のものは流行の向ふ所に由り能く佛國製紬（ムスリン）か代用と為り隨て其製行甚た宜しかりしこと是なり然るに其後特に昨年に至り羽二重の價貴（凡そ四割）に其原料たる生絲の價貴（凡そ一割乃至二割五分）と相伴はさりしため以て此方面に於ては我羽二重は遂に販路を失ひしか紬（ムスリン）とは之に反し其價格の騰貴其原料の騰貴を略々相償ひたるを以て該品は偏り能く其價格を保ち今日に至るまで極め其注文は繼續して止まさるを以て里昂其他歐米の當業製造家の目下最も崇拜する織物の一と為れり

尙ほ又當里昂の最も有力なる商店の明言する所に據れは前記の如き三匁乃至三匁半附の我羽二重にして其相場を往年の程度に復ることを為は尋ひ紬（ムスリン）の競爭品として優に商利を得へきことを恰も疑を容へからさと云ふ現今米國紬布に於ては我羽二重に右目附のものは紬（ムスリン）と競爭して成る程度まで之を代用し居る由なり

我羽二重の競爭品　里昂羽二重（生絲を經とし紡絲紬絲を緯とす）は我羽二重の競爭品なりと断ずるもこれあるも目今の有樣にて恐るゝに足らざるもの如し

試に同一の價格を以て當市場に小賣せらるゝ里昂羽二重と我羽二重とを（知工法整したるもの）相比較するときは何者は到底後者の美麗なるに及ふこと能はざるは勿論昨年の如く我羽二重の暴騰せし時に於ても尙に里昂羽二重は其價格の點に於て日本羽二重と競爭すること能はさりしなり故に里昂羽二重は品質のみの點に於ては或る程度までは我羽二重の類似品とも競爭品とも稱すへきものにのみらす

若し強て將來里昂羽二重の競爭（將來得ふべき假想して）力我羽二重の如何なる種類に向ふへきやと言はゝ何人も重に重目のものに向ふへしと答ふる所にして我羽二重の輕目物に競爭すること到底能はさるへし

前項の例外として我業當業者の注意を惹くべきはゴーフラージュの點に於ては里昂羽二重は我羽二重を壓倒する競爭品なること是なり（ゴーフラージュとは種々の形狀に羽二重を凸編する方法にして英語の所謂（Jacquard）なり）是れゴーフラージュは機物の地質を一變する為に該工術を經たる上は右用途の調整も外觀光澤の點に於て差異を殘存せさるを以て該術を施すために當業者は比較的壓價の原料たる里昂羽二重を選むべくけれとなり該術を經る高に勿論流行に因りて差異あり又我羽二重にして該術を經る川筏差三匁半附の如き輕目のものもあり云ふ

前記の如く我邦は佛國との間に爭ふ所は價格費用の一點に存する

のみ而して價格騰貴の差を生ずる唯一の原因は彼夜貨銀の騰貴に在りさすへし

我邦貨銀の騰貴するは近時已むを得ざる大勢なりとするも尚ほ能く此大勢の下に處して經濟的に調產な營み以て後來永く佛國品に抵抗し得へき餘地は我當業者か其實業な組織經營する方法の巧拙に於て十分存することなるへし

佛國の貨銀か我貨銀より少しく高直なりとのことは兩國の價の上より見て過論なきことゝ考へらる然れとも當佛國に於ても必すしも到る處我貨銀よりも高價なるにあらさるもなく殊に鉱逸する程無益のことにあらさるを以て稍異例に失するの嫌ありと雖も頗目當即ち同工場は「慈善と工業との聯合」とも稱すへき一の經營法にして此經營法か貨銀及生活費をして廉價ならしむることを得る程頗る大なり此聯合は左の方法に依る

職工を募るに當り慈善協會に依頼し孤兒、孤兒又は赤貧者の男兒にして法律上職工たることを許さるへき年齢に達し又は達するに垂んとする者か求めに応ふ養育、教育すると同時に職工たらしむるに在り小官の訓問ずして工場は其成立も既に久しく工業上より見ても慈善の上より見ても甚に整頓を盡せるに感ぜり

同工場は過士に在り職工部會に於ては諸般の誘惑物か幼工兒女の善性を損することなく又無益に失費するの道もなく同時に堅氣も沉潔にして心身共に健康なるを得病者も少く死亡者は百分の〇五に達せすと云ふ

同工場は家なき可憐の幼年者を集めたる組織なるを以て必要上一の寄宿舍を有し又其食料は成るへく同工場の所有地より得ること等勉て經濟な圖れり有幼工人教育のためには禮拝堂あり修學所あり工人は工場に在る時と寄宿舍に在る時とを問はず常に看護の監督の下に在り又特に女教師ありて工場時間外に初等の教育を與ふるなり

其他同地には天然の水力ありて廉價の原動力を供給ぜり

右の聯合に依れは職工貨銀(長、幼、婦、不熟等に因り差等あれとも)は一日平均一法强即ち我円六十錢除に當り我邦の貨銀と大差なきのみならず前記の如き生活組織に依るときは職工一箇月一人生活費(衣、食、住、冰炭、洗濯、醫藥、教育等)平均十八法即ち我円七圓二十錢に過きず故に職工は尚ほ一箇月所ず十法即ち凡そ四圓の貯金を爲すことを得是を即ち五六年間の後には四百乃至六百法即ち凡そ百六十乃至二百四十圓の貯金を爲し尚ほ其上若干の為同所持品を敢得し得る所以なり斯る組織の工場には同盟罷工の弊害なきは勿論工人か其主人及監督者を見ること恰見の慈母に於けるか如きものあり

佛國の全部を通して製絲織物業に關する職人の賃銀か平均するときは一日一人に付き二法半乃至三法に當ると稱せらるゝ實際佛國の過士に於ては右の如き低廉なる賃銀の存することもあり然に近來新設の大組織的紡織物工場は殆く市街地を離れ過士に設置せらるゝ傾向なれは本邦當業者か此實況に注目することを要す

因に曰ふ黒昂羽二重の如き機物のみに欲き佛國織工一日の賃銀か平均するときは凡そ二法乃至二法二十五錢位なるへしと

黒昂機業家と羽二重輸入商日本、支那、印度より佛國へ輸入せられし羽二重類は一昨年に於て千三百七十四萬餘法、即三十二年に於て二千百八十九萬餘法に達せり此巨額の一大物產を自ら製造するとを得は以て佛國工業の繁榮に資する所鮮少ならざるへしと

戸理論家も實際家も官易統計表を閲して直に考ふる所に於て當黒昂機業家の企望たるは多論現に佛國機業家にして綿密に我國の羽二重製造の技術を取調へ之を力機に應用せんことを考ふる者もあるを云ふ然るに前記の如く彼我貨銀の差に直に佛國人をして我織手番たることを敢はせられしむる所なり隨て前記黒昂機業者は本邦貨銀騰貴の傾向益々急を爲り佛國と遂無なきに至るの時あらんことを驕に驚ふ所あるか如し

右に反して多年來本邦より佛國へ羽二重を輸入する貿易を營み其買入、加工、販路等に南き海家の經驗を得意先を有する大商店は成るへく本邦貨銀騰貴の傾向盛ならずして成るへく永く將來佛國貨銀に比し廉位に止らんことを企望せざるを得すと言ひ居れり

羽二重改良の要點　當黒昂の有力なる羽二重取扱商店主人に訪き我易商の視點より見るときは日本羽二重の品質は目下大體上滿足にして別段缺點を指摘して其改良を企望すへきことなし雖然來如何なる機運に際するも其品質をして今日の程度より低落せしむることなく永續せしめんことを冀ふのみと又他の一大商店曰く「日本羽二重の品質は大體滿足なれとも强て一缺點を擧くれは從來目付爲す者あり隨て黒昂に於て加工の際重量を失ふこと往時よりも稍く多きを見ること往昔に比べ光も是は特に日本羽二重の品質を糸に後來に維持すへき種にはあらす要するに日本羽二重の品質を糸に後來に維持し以て支那羽二重の覆轍を踏まさるを得は日本當業者の要務なるへしと

羽二重輸入稅賦課問題　本問題は應に佛國に起りしも常に敗れたる法案なり政府よりも之を提起すへきの問題と爲らさるのみならず又民間よりも政府よりも之を提起すへきの議には强固なる根據の羽二重輸入無稅の現行制を維持すへしとの說には强固なる根據あり

(一)　羽二重は佛國に於て未た日本、支那と同價格に製造すること能はさること

(二)　羽二重は一の工業原料として染色、捺染及再製の諸工業及其職工に利益を與ふること

(三)　若し佛國にして羽二重輸入稅賦課を斷行するときは詰品なして東洋より佛國に來る代に直接に英及國德に轉せしむることゝ爲るべき為以て前項工業上の利益及黒昂人か羽二重貿易より得る所の商利なりて英、墨商工業者の手中に歸せしむべきこと

尼に英國のマタクレスフィルド及獨逸の諸市に於ても前項の染型加工業か羽重に發達し居るを以て東洋羽二重は佛國以外の諸大需組國に於て其販路を維持するに於て困難を感ずる所なるへし

因に曰ふ東洋產羽二重にして黒昂にて加工せられたるものゝ再輸出先は英國を第一とし獨逸之に惑き米國其次に居るとこ云ふ

(四)　佛國にて加工の上外國へ再輸出せらるへき羽二重のみに

對して個輸入免許の方法を適用するさせは佛國をして著しく前項の損失を蒙らしむして内國工業保護の目的を達し得しむるにあらずやその反對論もあれども是れ其單純の理論にして未だ實際に適するの說にあらず何となれば佛國の現行制度「未だ自由港の設なし」の下に於ける假輸入免許には非常に複雜なる手續を要し其不便言ふに忍びざる程なるは勿論萬に時日と油價とを失するは等閑の例にして到底羽二重が英國の如き自由貿易國に直行し同地にて自由に染整の加工商を經るの輕便且つ有利なるに如かざるはなり況や方今横濱より馬耳塞に至る海上運賃も横濱より英國兩國の港に至る海上運賃も同一率にして差異なきに於てをや

要するに羽二重課稅は到底佛國に取りて害ありて益なき事たるか為れず

黑船商業會議所は斷然羽二重課稅問題に反對し基本て既に該案の成立なきものとす所少からず昨年末我横濱商業會議所會頭が同所を訪問せし際にも黑船會頭は公然の資格を以て其意見を明言せり

又問題に於ては先年東洋產羽二重に對する輸入稅を減じて三百馬士爲に以て成るべく廣洋より直接の輸入を奬勵する事實もあり故に到底佛國に於て我三羽重に課稅せんとするの議は成立し難き

北清事變のため賞金の融通は相變らず困難なりと雖も事變發生後長江一帶及南清に在る大小地方官が極力平和の維持に力め以て騷亂を未然に防ぎ殊に當上海の如きは外國軍隊數艘を以て警備せる外外國居留民及當國地方官に於て各々其防備に任じ又は人心の安堵を圖るの道を盡したる結果として一時地方に避難する者其數日々數千を以て數ふる程なりしも人心漸次平穩に歸し一般商業も暗々低の見込あるものゝ如し而して本週に於ける當市蠶絲取引高は皆月來曾て見さる所にして自叢絲凡そ三千捆野繭絲凡そ五百捆の多きに及へり尤も價格は待合の柔にして金銀崩壞に於て僅に五割乃至七割半の騰貴を示したる外上品は部て變更なかりき一體に依れば内地の地方官が汲々として平和の維持に力めりと雖も浙江省より民度に暴徒の發起を報し來るあり今後若し各地に蔓延するに至らは蠶絲の輸出に大影響を及すへきか以て思慮の事皆な見越し多額の取引ありたるなりと又昨今内地よりの著荷高格別多からさるは賞金の融通なき為に困難なるものなりと云ふ即ち稅關報告に依れは七月五日より同十三日まで に自絲九百三十六捆二百七十捆黃絲七百三十二捆入荷せり又本週中廠絲は故品にて六百七兩の相場を以て凡そ百捆見出價向取引あり米國よりも多少の注文ありたる由なるも本週に於ては遂に手合を見る能はさりき由東讀網は各品にて凡そ二千五百捆の手合あり（價格表は省略す）

（本會報第九十七號本欄參照）

雜報

●審査委員長及審査委員の派遣

大日本蠶絲會下野支會に於ては八月九日より三日間第一回繭、蠶種品評會を下都賀郡生井村に開設し本會に審査委員長及び審査委員の請求ありたるを以て審査委員長を本會技藝委員農學士本多岩次郎氏に滿審査委員を本會技藝委員高橋元助氏に蠶種審査委員を本會特別會員横田長太郎氏に囑託し出張を請ひたり尙同會褒賞授與式の景況は次號に掲載すべし

●西多摩支會設立

東京府西多摩郡の有志諸氏は同郡蠶業の發達と共に本會會員增加したるを以て一層本業の進歩を圖らんが爲め發起人總代下田伊左衛門氏より西多摩支會設立方認可を申請せられしに依り八月九日附を以て認可したり

●蠶種檢査法施行規則の發布

蠶種檢査法の改正せられたる結果として蠶種檢査法施行規則も改正の上七月二十六日農商務省第十七號を以て發布せられたり今左に之を掲げ參照となさん

農商務省令第十七號

明治三十三年法律第四十五號蠶種檢査法施行規則左の通相定む

明治三十三年七月二十六日　農商務大臣　曾禰荒助

蠶種檢査法施行規則

第一條　蠶種製造者は地方長官の定むる期日までに樣式第一號に準じ蠶種製造屆書を製造所所在地の地方長官に差出すことを要す

掃立、收繭又は產卵の場所が府縣を異にするときは各地方長官に前項の屆書を差出すことを要す

第二條　蠶種製造者は掃立の際蟻量を正確に量定することを要す

第三條　蠶種製造者は越年蠶種に在りては產卵前に不越年蠶種に在りては第十一條第一項の規定に依り臺紙を差出す前に一化性、二化性、多化性の別及び蠶種の名稱を臺紙の表面に、製造者の氏名、住所を其表面又は裏面に記載し且越年蠶種に在りては產卵後の檢査前に、不越年蠶種に在りては產卵後直ちに產卵の年月日を臺紙に記載することを要す

第四條　原種を製造するには一母蛾を以て一區に產卵せしめ母蛾と其區とに同一の符號を附することを要す

原種製造に供用する臺紙は之を二十八區に分つことを要す

第五條　蟻量一匁に對し收繭の量一化性に在りては一斗二升未滿、二化性に在りては九升未滿、多化性に在りては七升未滿なるときは收繭の量著しく減少したるものと看做す

第六條　蠶種の檢査は左の順序に依り之を行ふ

一　收繭後に於て繭及び其原種の掃殼

二　產卵後に於て卵及び出殼繭、不越年製絲用種に在りては出殼繭

三　原種に在りては前二號に揭げたるものの外其製造に供用したる母蛾

第七條　檢査は蠶種製造所に於て之を行ひ母蛾及び不越年原前條第一號及び第二號に揭げたるものの檢

第八條　種の卵の檢査は蠶種檢査所に於て之を行ふ原種の名稱又は製造者を異にする蠶兒、繭又は卵は之を混同することを得ず

第九條　蠶種製造者は收繭後の檢査を受ける前種繭とすべきものを選別し其桝量と收繭總桝量とを各別に量定し且蠶種檢査法第四條第一號乃至第三號に該當するものを殺蛹することを要す

第十條　收繭後の檢査に合格したる繭に對しては其名稱を異にする毎に樣式第二號の種繭證明書を交付す

檢査を經たる掃殼の臺紙には樣式第三號の掃殼檢査濟の印を押捺す

第十一條　不越年蠶種の製造者は臺紙及び種繭證明書を所轄蠶種檢査所に差出すことを要す

蠶種檢査所は原種に在りては樣式第四號の原種用の印、製絲用種に在りては樣式第五號の製絲用種檢査合格の證印を臺紙の裏面に押捺し且原種用と製絲用とに區別して臺紙の數を種繭證明書に記載す

第十二條　不越年原種の製造者は製造後直ちに原種及び母蛾を所轄蠶種檢査所に差出すことを要す

第十三條　不越年蠶種の產卵後の檢査を爲したるときは種繭證明書に樣式第六號の出殼繭檢査濟の印を押捺し且產卵に供用せざりし臺紙あるときは其證印の上に樣式第七號の消印を押捺す

第十四條　越年蠶種の產卵後の檢査を爲したるときは原種に在りては樣式第四號の原種用の印、製絲用種に在りては樣式第五號の製絲用種檢査合格の證印を蠶種臺紙の裏面に押捺し且種繭證明書に樣式第六號の出殼繭檢査濟の印を押捺す

第十五條　越年原種の母蛾の檢査期日は毎年九月一日以後に於て地方長官之を定む

第十六條　母蛾の檢査を爲すに當たり微粒子を發見したるときは樣式第八號の有毒の印を、微粒子を發見せざるときは樣式第九號の無毒の印を其產卵したる區に押捺す

有毒卵の區及び母蛾の缺けたる區を除去したる後臺紙に樣式第十號の原種檢査合格の證印を押捺す

第十七條　蠶種臺紙を截斷して蠶種を讓渡せんとする者は檢査を受くる前臺紙の裏面に截斷すべき部分を區劃し其各部分に檢査合格の證印を請求することを得此場合に於ては其各部分に第三條の事項を記載することを要す

第十八條　原種の製造に供用したる母蛾が亡失又は混亂したるときは其蠶種に對し製絲用種檢査合格の證印を請求することを得

第十九條　種繭證明書か毀損又は滅失したるときは蠶種製造者は更に其交付を請求することを得

第二十條　蠶種製造者が收繭後の檢査に合格したる繭の全部又は一部を讓渡せんとするときは當事者雙方連署し讓渡人の所轄蠶種檢査所に種繭證明書の書換を請求することを要す

蠶種檢査所が書換を爲したるときは直ちに其旨を讓受人の所轄蠶種檢査所に通知することを要す

繭の授受を終はりたるときは讓受人は直ちに其旨を所轄蠶種檢査所に屆出ることを要す

第二十一條　蠶種檢査法に於て自家用の爲め蠶種を製造する者とは自ら掃立てたる蠶兒より產出したる繭を以て自家飼育にのみ供用する蠶種を製造する者を謂ふ

第二十二條　學校、講習所、傳習所、試驗場其他學術研究の爲め蠶種を製造する者にして蠶業に關する學識經驗ある職員二名以上を有し且蟻量十匁以上を飼育するに適當なる蠶室、蠶具其他の設備を有するものは農商務大臣の認可を受けて其製造したる蠶種を原種として配付することを得

前項の認可は何時にても之を取消すことを得

第二十三條　前條の認可申請書には左の事項を記載することを要す

一　名稱及び所在

二　蠶業に關する設備

三　蠶種の製造、檢査及び配付に關する規程

第二十四條　蠶業に關する職員の氏名及び履歷

前項第一號乃至第三號に揭げたる事項を變更し又は職員に異動を生じたるときは直ちに其旨を農商務大臣に屆出ることを要す

第二十五條　第二十二條第一項の認可を受けたる者は毎年一月三十一日までに樣式第十一號に依り前年の成蹟表を農商務大臣に差出すことを要す

第二十六條　前二條の書類は地方長官を經由することを要す

第二十六條　蠶種檢査員は樣式第十二號の證票を携帶することを要す

第二十七條　蠶種檢査員は左に揭げたる者より地方長官之を命ず

一　農商務省蠶業講習所、農務局養蠶業試驗場又は農務局假試驗場蠶事部を卒業したる者

二　農務局の檢定試驗に及第したる者

三　地方長官の信認せる學校、講習所傳習所又は

試驗場に於て蠶業に關する學科を修了したる者

四　蠶業に熟達し成績審査に精通する者

第二十八條　地方長官か蠶種檢査員を命免したるときは其氏名を告示することを要す

第二十九條　地方長官か蠶種檢査所の位置若くは管轄區域を定め又は之を變更したるときは其旨を告示することを要す蠶種檢査所を開始し又は閉鎖したるとき亦同し

第三十條　地方長官は毎年五月十五日までに樣式第十三號に依り前年度の檢査成績表を農商務大臣に差出すことを要す

第三十一條　蠶種の檢査に關する手續は地方長官之を定め農商務大臣の認可を受くることを要す

附則

第三十二條　本則は明治三十三年法律第四十五號蠶種檢査施行の日より之を施行す但し本則施行の日より一年間は第四條第二項の規定に依らさることを得

明治三十年農商務省令第八號蠶種檢査法施行細則は本則施行の日より之を廢止す

樣式

第一號　蠶種製造屆書

化性	化期	名稱	原種母立蛾數	原種掃立蟻量	製造種紙數 原種	製造所
一化性						
〃						
〃						
二化性	第一化					
〃						
〃	第二化					
〃						
多化性	第一化					
〃						
〃	第二化					
〃						
〃	第三化					
〃						
〃	第四化					
〃						
合計						

備考　多化性に第五化以上のものあるときは相當の欄を設けて之を記入し同化期のものに數年種と不越年種とあるときは各別に之を掃立蟻又は產卵の場所を異にするときは製造所の欄を區分して之を記載すへし

第二號　種繭證明書

番號　種繭證明書

住所　蠶種製造者　氏　名

一名稱
一化性及び化期
一枡量
右種繭檢査に合格したることを證す
年　月　日　道廳、府、縣蠶種檢査員　氏　名印

第三號　掃殼檢査濟印

楕圓形　長徑一寸二分　短徑八分　肉色黑

明治　年　掃殼檢査濟　道廳府縣

第四號　原種用印

圓形　徑七分　肉色黑

原種用　道廳府縣

第五號　製絲用種檢査合格證印

楕圓形　長徑一寸五分　短徑一寸　肉色朱

製絲用種　年檢査合格之證　明治　道廳府縣

第六號　出殼繭檢査濟印

楕圓形　長徑一寸　短徑六分　肉色黑

明治　年　出殼繭檢査濟　道廳府縣

第七號　消印

長方形　縦一寸　横五分　肉色黑

消印

第八號　有毒印

長方形　縦三分　横二分　肉色黑

有毒

第九號　無毒印

圓形　徑二分五厘　肉色朱

無毒

第十號　原種檢査合格證印

圓形　徑一寸五分　肉色朱

第十一號　明治　年成績表

化性	化期名	稻原種播	原種播	原種播	收穫	穀稈	額	蠶種製造額	
一化性	初	立蛾數	立蛾量	種繭	其他	計	合格	其他	計
、、、				分	分	分	蛾	蛾	蛾
、、、									
二化性	第一化								
、、、	、、、								
、、、	第二化								
多化性	第一化								
、、、	、、、								
、、、	第二化								
、、、	、、、								
、、、	第三化								
、、、	、、、								
、、、	第四化								
、、、	、、、								
合計									

備考　掃立より産卵に至るまでの狀況を附記すへし

第十二號　蠶種檢査員證票

縦二寸五分　横一寸八分

番號

蠶種檢査員氏　名

明治　年　月　日

道廳府縣印

第十三號　明治　年四月　日　明治　年三月三十一日　檢査成績表

第一表　蠶種製造者數

郡市	蠶種製造者	一化性製造者	二化性	第一化製造者	第二化製造者	多化性	第一化製造者	第二化製造者	第三化製造者	第四化製造者
合計										

備考　蠶期後の檢査を受けさる者の數は本表に算入すへからず
多化性に第五化以上のものあるときは相當の欄を設けて之を記入し同化期のものに越年種と不越年種とあるときは各別に之を記載すへし以下第五表に至るまて皆同し
蠶種製造者の欄には其實數を記載すへし（一化性若しくは二化性と多化性とを兼ねて製造する者は多化性に入れさるべからず）

第二表の一　一化性原種掃立蛾數及ひ蟻量

郡市	蛾數	蟻量
合計		

第二表の二　二化性原種掃立蛾數及ひ蟻量

郡市	第一化	蛾數	蟻量	第二化	蛾數	蟻量
合計						

第二表の三　多化性原種掃立蛾數及ひ蟻量

郡市	第一化	蛾數	蟻量	第二化	蛾數	蟻量	第三化	蛾數	蟻量	第四化	蛾數	蟻量
合計												

第三表の一　一化性繭樹量

郡市	合格種繭	分	其他	分	計	分
合計						

二化性及ひ多化性に付ては第二表に準して本表を調製すへし

第四表の一　一化性製絲用種枚數

郡市名	格	不合格	計
合計			

備考　原種用の印あるものに製絲用種檢査合格の證印を與へたるときは越年種に在りては五十枚區を以て一枚に換算し端數は四捨五入すべし

二化性及び多化性に付ては第二表に準じて本表を調製すべし

第五表の一　一化性原種蛾數

郡市名	無毒	有毒	其他	計
合計				

備考　二化性及び多化性に付ては第二表に準じ本表を調製すべし

❻蠶種製造屆書の件

今回改正せられたる蠶種檢査施行規則は改正蠶種檢査法施行の日即ち明年三十四年四月一日より施行せらるゝを以て蠶種製造屆も其後ならでは差出すの要なく斯くては實際施行上の不便尠からざるを以て八月二日附にて特に左の省令を發布せられたりと

農商務省令第十八號

明治三十四年に於て蠶種を製造する者は明治三十三年七月二農商務省令第十七號蠶種檢査法施行規則第一條六日書の規定に依り蠶種製造屆書を差出すことを要す

❼米國絹業協會我農商務大臣に器械生絲の缺點に就き建議書を送る

米國絹業協會より日本器械生絲に製け絲及び二本上りの欠點ありとし農商務大臣に宛て同會生絲委員會に於ける決議書を添へ建議する所ありしが決議書及び建議は簡單にして其眞想を知る能はざるの憾あり依て一千九百年五月十四、十五兩日發兌の米國商業新報に掲げたる議事の狀況を譯載し幕て建議書を紹介すべし

日本生絲製造上の弊害、其原因及矯正策、生絲輸入商の建議案、絹業協會の委員會

米國絹業協會は同會生絲部長にしてヨヤーダン、マゼソン商會の代表者たるジョーダ、エル、モント、ゴメリ氏の請求に由り月曜日午後三時該會場に於て開會の通告を爲せり開會の主旨は本季間日本國より輸入せる生絲の粗製に關するヴホ、ヴァンテ兄弟商會エウ、ヴホ、ヴァンテの建議案を討議するにあり

抑〻粗製濫造の弊は絲價の下落を來したる一主因なるに製絲家は却て品位劣惡にして買約の破談となるもの〻多きを厭ひ商部に對し取引を拒絶すべしと申込るものあるに至れり而して輸入商の中には織屋よりの苦情甚敷爲め品位不充分にして保證し難きものは初めより買却を謝絶する場合もありたり

建議案は左の如し

本季(一八九九年—一九〇〇年)間日本生絲の品位は概して粗惡にして不滿足なりしとの事は殆ど輿論となりたれば此不結果の由て來る所を指摘し如何にして將來此弊を防遏すべきやに就て當局者の盡力を必要とするに至れり是れ予が絹業協會の開會を催し以て此大問題を解説し以て其矯正策の經營に諸君の協贊を得んとする所以なり予は幸に製絲上特種の經驗もあり且日本の生絲問屋と年來密接の關係を有せし等より之れが矯正策を闡明し得べしと信ず

一八九九年—一九〇〇年日本生絲の品位粗劣にして無駄せる所以を按ずるに客年度初期より中季に至る相場の暴騰に乘じ製絲家一獲の利を收めんとして急遽匆忙の間に製造せる事實ありしに由ることは何人も否定せざる所なれども其製造方の不注意は製造法中如何なる所にあるや其主なる缺點は如何なる性質のものなるやの研究問題に至りては生絲の製造法に慣熟したるもの及び生絲の原形のみならず繭絲となり織物となる間の變體にも通曉せる所謂專門家に非れば一般人の闡發し能はざる所なり

予は恰も此位置に相當せるものと信ずるが故に研究の結果を實會に致し併て論結を爲すこと左の如し

粗造の點を擧くれば同一の荷口中デニールの不同色合の混合等往々あり是等は固より欠點には相違なきも本季間日本絲の多數に免れ得ざりし主なる瑕瑾に比すれば何程の事にも非ず

所謂最大の欠點とは繭屋織屋等の通稱する二本上り、裂け絲、絲筋の細きもの、小節節、切れ易き絲等にて其原因は何れも一なるやに思はる而して這般の荷口に關し種々特異の事情の存するありて予の注意を喚起し多數の研究を爲さしむるに至りたれば左に其結果を説示すへし

異識の二本上り即ち完全なる一本の絲が重復に繰り出されたるものか一管の內に(是れは二本の絲を別の管へ繰上げるべきものを全一より生ずる欠點)時々發見せらるゝこと實際これあれども此欠點は繭絲屋自らが信し且苦情を言立てる程屢々あるに非ずして二本上りと稱するところのもの〻多數は實は裂け絲即ち一本の原絲が淺水の後二本以上に離れたるものにして詳しく言へ

ば生絲を浸水すれば「ゴム質を除く」が故に元來繭の繊維より成立てる一筋の生絲が自然粘着力を失ひて二本以上に分離するなり故に是れぞ容易ならざる欠點にして本年間大苦情の種となり一般日本絲の聲價を墮したる原因なり

是等裂け絲及び常に之れに伴ふ處の欠點は撚絲にするに臨み生絲を浸水したる後ちに始て發見せられ幾回の繰返し及び檢査所の試驗を經るも浸水前には發見し得ざるものなることは予が幾多の精細なる研究に由り確證する處なり

浸水前の生絲に此大缺點を見出し得ざるは頗る危險にして生絲の爲め由々敷障碍たるやを論を俟たず而して浸水の後裂け絲類節及び切れ易き絲を顯はす如き生絲は繊製上甚敷困難を與ふるものなれども是等の生絲も浸水前にありては檢査人及び檢査所が如何に嚴正なる繰返し試驗を行ふも往々好成績を顯はせり

此弊根は誠に單純にして苟も製絲上の素養あるものは之れを看破することを容易なりとす蓋し其原因は製絲の際原絲を枠に掛る前に施す所の撚の少なきに失する爲めにして此撚は五本乃至六本の繭絲を壓着抱合し以て一繰の生絲を完成するものにて夫は天然のゴム質が幾分に減殺し絲か一躰に濕潤くするときは自然に粘着強くなり撚絲にする前浸水するも能く分解的作用に抵抗して其抱合力を維持すること撚を二吋乃至四吋の長さにすることを要するには撚を二吋乃至四吋の長さにすることを要す若し二吋より短ければ浸水の後絲質の劣惡を示すや殆んど疑ひなし故に撚は長き丈け宜しとす撚長ければ抱合力強く抱合力強ければ從て絲筋清潔の度を增すと之れに反し撚短ければ繊維從て節多くなり抱合力薄く且割け易し

然れども撚を多くする時は繊維の繰上りに力を要すること多きが故に枠の回轉自から緩慢にして一定の時間に造出する生絲の數量減却するを免れず

製絲家の秘訣も亦實に茲に伏在せり何となれば製絲家が製造を速かにせんとして枠の回轉を可及的迅速ならしむる爲めには繊維が容易に繰り上かるを其少くすること往々に之れあり知るべし製絲家は如此して製造を速めるが故に其結果は劣惡且不完全に抱合せる生絲を製出することを且彼れは這般の非行を爲すに更に狐疑することなし何となれば彼れは横濱の商習慣として檢査人繰返試驗の爲め見本絲を浸水することなければ缺點は依然發見さるゝの患なきことを熟知すればなり蓋し日本の生絲檢査所並に買方か習慣上行ふ所の試驗にてはテニールの不均一其他の缺點を看出し得ざるも浸水するに非れば發見し難き缺點の原因たる撚の少なき即ち最大有害法を以て製造したる生絲にありては今尚發見を免れつゝあり之れを要するに少なき撚を以てするときは如何に精良の原繭を用ふるも異個優等の生絲を製し難く然るに製繰の際適宜に多き撚を繊維に施すときは中等の原繭を以てするも十分良絲を製出し得べし現に伊國製絲家の如きは數年前此事を發見實行せるか故に二等乃至三等繭を以て優等絲を製造せるを以て證すべし。予は既に弊害と其由來とを擧示したれは之れを會議に附し將來に此弊を一掃するに付賛助を與へられんことを米國絹業協會に希望す而して此目的を成就せんが爲めに左の方策を獻ず

第一　協會は公文を以て本件を横濱商業會議所、東京商業會議所、横濱生絲取引所及蠶絲業組合生絲檢査所及び日本に於て生絲業に關係ある日本政府の各省へ通告すること

第二　以上各部を經由して日本製絲家に舊來の弊習を摘發し目前の小利に走り己れの力を以て己れの腹を切るか如き方針を墨守するは日本生絲業の將來に危害を與ふるものなることを警告し及び如此通告を喚起せる製絲上の通弊の看過すへからさることを當業者に印象せしむることに付餘力を遺さゝらしむること

第三　製絲試驗に供せられたる見本管の中其幾分を浸水試驗するの權利を買人に許容すること及ひ若しも見本管が適應の浸水試驗（米國の場合なら當屋か執行するか如き）に抵抗せずして繊維軟化し、節を生じ、裂けるときは買人か此荷口を破談するに充分なる正理と看做すべきものたることを承認すること

第四　我ミの目的を貫徹する爲め協同一致すること

第五　日本直輸入業者（日本絲か横濱なりしめ其慣習を維持するに付我々と均しく利害の關係あるなり）に要求すること

茲に製絲上用ふる撚の解説を添付し以て本建議案を精密に檢査し以て好果を奏せんことを米國絹業協會に希望す（以上一千九百年五月十四日）（未完）

●東京蠶業講習所卒業證書授與式

東京蠶業講習所に於ては八月四日本科第三回別科第四回傳習生證書授與式を擧行せり此日朝來暑氣甚しけれども拘はらず來賓は曾根農商務大臣、農務局長代理、岡横濱生絲檢査所長、織田農商務參事官、佐々木理學博士、古在農學博士、農事試驗場囑託技師ドクトル、ヂョンス、同レーマン氏等を始め內外

朝野の紳士、生徒の父兄及保證人等無慮二百名に達せり式場は今回改築する講義室を以て之に充てり午前十時第一號鈴を以て卒業生及傳習生着席同十時半第二號鈴を以て來賓及び職員着席するや澤野所長の農商務大臣を式場に導かれ夫より所長は本科卒業生四十六名別科卒業生三十九名に卒業證書を授與し次で本科優等卒業生二名、別科優等卒業生三名に賞品を附與す右畢るや所長の式辭、農商務大臣の告辭、農務局長代理の祝辭あり本科卒業生總代村田甚太郎別科卒業生總代剃間豐各答辭を朗讀し次に來賓總代として岡横濱生絲檢査所長祝辭を朗讀せられ尋て清國留學生督促清晉を以て謝辭を朗讀せり右にて式全く終り式後は別室に於て來賓生徒の父兄及保證人等へ立食の饗應ありたり

式の前後に於て同所各蠶室は例年の如く蠶具、標本、圖書、器械等蠶絲業上に關係あるものを陳列し同所々員は懇切に一々説明して觀者に滿足を與へられたり殊に蠶病の各種病毒を顯微鏡下に示せるもの及び經過の圖面、消毒の器具等時節柄斯業者の注意を呼びたる事尠からず又製絲場は總ての各器械を運轉し繰絲を實施して觀覽せしめられたり

今左に大臣の告辭及び其他の祝辭を掲げて參考となさん

告辭

蠶絲は本邦重要物產の一にして輸出品中の巨擘たり故に其盛衰隆替は直に延て邦家經濟の消長に關するや大なるものなり

是れ政府か多年力を其獎勵保護に竭せる所以にして本所及京都蠶業講習所の設けある所以のもの亦實に茲に存す

惟ふに本邦蠶絲の業は其由來甚た杳さして其分布亦頗る廣しと雖も改良進歩の實未た全からすして內は以て當業者の福利を增進するに足らす外は以て宇內市場に雄飛するに至らす茲々世界蠶絲の大勢に隨伴すること能はさるの憾あり斯業の前途尚遼遠なりと謂つべし

此時に方り諸子は本所規定の教科を卒へ將に出てゝ社會の實務に當らんとす恰も好し京都蠶業講習所亦不日卒業者を出さんとす須らく東西相呼應し彼我相應援して其多年修得せる技能を應用し以て斯の業の改進に資するを努むへし是れ實に諸子が將來に負ふべき責任なりとす諸子夫れ深く念を茲に致し敢て苟安することなく奮勵黽勉益々學理の蘊奧を究め實地の經驗を積み以て一般當業者の模範となり斯業の改進に貢獻する所あるべし是れ一は本所の薰陶に酬ひ一は諸子が榮達を圖る所以の途なり諸子夫れ勗を勉めよ一言以て告辭となす

明治三十三年八月四日　農商務大臣　曾禰荒助

祝辭

凡そ事物の進歩は之を學業の發達と實地の習練とに期せざる可からず蠶絲は本邦重要の物產にして其獎勵保護亦薄からざるに拘はらず改良發達の實未だ大に擧らざる所以のものは何ぞや蓋し職として學理の之を誘導啓發するもの甚寡きに依らずんばあらず諸子は已に斯業の素養と經驗とを有するもの今又本所に入りて規程の學科を卒はる將來能く其責任を盡くし以て社會の望に副ふ所あるべきは余の深く信する所なり

惟ふに蠶絲業界の前途は日に益多事にして有爲の人士を要すること年に愈切なり諸子今や出てゝ此衝に當らんとす其前途や又多望なりと謂つへし然りと雖も社會の進歩は駸々として少時も已まず社會の行路は崎嶇として常に嶮峻なり諸子更に堅忍不拔の志を以て砥勵奮發するにあらずんは焉んぞ能く此進歩に伴つて嶮峻なる行路を過ぐるを得んや諸子は已に規定の學科に於て其業を終れりと雖も實地應用の責任は自今益大なり望らくは深く茲に鑑み苟且偷安以て今日の光榮を空ふすることなからんことを聊か所感を述べて祝辭に代ふ

明治三十三年八月四日　農務局長代理農學博士　酒匂常明

祝辭

維時明治三十三年八月四日東京蠶業講習所卒業證書授與式を擧行せらるゝに際し某等亦招かれて席末を濫し此盛典に列するを得たるは深く光榮とする所なり夫れ蠶業は本邦殷富の一大源泉にして其盛衰は直に國家經濟の消長に關するや言を俟たざるなり我政府が夙に斯業の爲め獎勵保護の道を講じ專ら其進歩發達を期せらるる所以のもの蓋し是を以てなり顧みれば隣邦なる支那は地域廣大にして氣候養蠶に適し隨て產額多大なるものあり又彼の伊佛は生絲の品位優等にして遙に他に冠絶せるものあり之を我產額少く製法精ならざるものに比すれば相去ること甚た遠からずとなさず故に奮て斯業の改良と振興とを計り以て伊佛諸を凌駕するの策を講ずべきは目下の急務とする所にして苟且偷安一日を緩ふするを許さゞるなり今や卒業生諸君は此多望にして且つ榮譽あるの業務を以て世に迎へられんとす諸君の門出は誠に祝すへし然れとも諸君の成効は前途尚遼遠なれは宜しく堅忍不拔の精神を以て事に臨み業に當り百折不撓刻苦勵精本所に於て修得せる學術技藝を應用して且さに教養に酬ひ以て能く其責任を盡くし偏に社會の輿望に負く無からんことを是れ某等の今回卒業生諸君に望む所なり聊か蕪辭を陳じて祝辭となす

明治三十三年八月四日　横濱生絲檢查所長　岡　毅

答辭

茲に生等の本所本科課程を卒ふるに當り特に本日の佳辰を卜し證書授與の盛典を舉けられ農商務大臣閣下を始め貴賓各位の光臨を忝ふし賜ふに優渥懇到なる訓辭と規儀とを以てせらる生等の最も光榮とし且感銘して止まざる處なり顧ふに生等の本所に入りしより年を經る二、日を重ぬる七百有餘其間以て短しとせず此間恩師諸賢の降々たる薰陶提撕により洽く斯業に關する學理と實地とを修め終に本日の光榮に浴するを得るに至れり是れ一に恩師諸賢の賜たるに外ならず生等感泣此海山當ならさるの師恩を思ふと共に生等が責任の愈重且大なるを覺えずんばあらざるなり今や本邦の蠶絲業界は外大に聲價を張り內大に改善を圖るべきもの少なからず斯業の前途は洵に多事多望なりと謂つべし生等本所を出づるの後は其身の如何を問はず奮勉倦まず獻替止まず斯業の爲め將た國家の爲め一身を犧牲に供するは敢て辭せざる所なり山河幾十百與笈を負ふて本所に入れるもの其素志實に斯の如し前途幾多險難悪逆の之を遮きるあるは固より期する處只恐る菲才識は之を排除して成効の彼岸に達する能はざるを然りと雖も一意專心恩師の訓戒と諸賢の規箴とを服膺し驚馬に鞭ちて千挫屈せずんは庶幾くは夫れ本日の光榮を空ふせざる事を得んか是實に生等の來賓諸賢の高意に酬ひ恩師の萬一に報へ而して國家に盡すの所以の途なるべきを信ず聊か蕪辭を陳じて答辭となす

明治三十三年八月四日　本科卒業生總代　村田甚太郎

答辭

維時明治三十三年八月四日我東京蠶業講習所別科第四回卒業證書授與式を擧行せられ

農商務大臣閣下を始め顯官貴賓の賁臨を辱ふし賜ふに優渥なる訓諭を以てせらる生等の光榮何物か之れに尚きん 生等今日の榮典に浴するを得たるは偏に懇篤なる 所長閣下の督勵と諄々たる教官各位の薫陶との賜たらずんば あらず今や本邦蠶業界の實狀を觀察するに日に隆盛に月に擴張せらるゝと雖も 尚進歩せしむべき點甚だ多し生等心を同ふし力を協せ孜々矻々益斯業の發達を圖り以て大臣閣下の高諭を體し併せて本所教養の恩に酬ひんことを期す然れども生等の駑劣菲才なる 或は其本分を盡す 能はざらん事を懼る仰ぎ願くは教官各位爾來 益督勵誘掖生等をして 報恩の實を全ふするを得せしめられんことを聊か蕪辭を陳し謹て奉答す

明治三十三年八月四日

別科卒業生總代　菊　間　豐

謝辭

倪以海外書生 東航求學凡經三載今逢我同志卒業之盛會 不可無一言以致謝竊憶倪於丁酉之秋由敝浙江省 蠶學館奉太守林公之命 遊學貴國倪於向者夙聞東邦古稱君子之國 近者效法 泰西文明駸起久有觀光之志東渡以後 歡慰平生於明治三十一年十月又由飽校而 入貴所竊見規矩教科秩然整然不勝景仰而倪以言語 未通文字未諳 一客邦人得邀格外優待諸教師 循々善誘諸學 兄亦殷勤指導此固同種同洲之感情而亦諸教師及學兄之盛誼也 今後分袂倪惟 有力行所學以酬無任厚誼而已且倪聞之十九世紀之世界人與人 爭智國與國爭 强弱種與種爭文野優勝劣敗天演之公證也 凡百學業亦莫不競爭而生勝敗釐然 蠶業一端固關學術之利鈍 亦限天度之温寒佛伊兩國 蠶業之發達蔚々乎日騰美盛而土地之燥濕 氣候之寒煥究不及 亞洲東土地居温帶適得其中敝邦蠶業仍守舊法 故未能大加擴充 今貴國講求新法以開風氣之先倪今身習其法歸而改革敝國之蠶事以開利源冀貴邦之賜矣 且敝邦 蠶絲之盛夙稱浙十浙省 又以湖州一隅爲最亦土地氣候之相 宜使之然也今倪以湖人而習貴國之法 其敢效當更遠矣 倪所以報諸教師及諸學友之厚誼者舍是無他矣敢留數語以為謝

支那留學生　嵇　倪

今回卒業せる本科生及別科生人名左の如し

本科（四十六名）

滋賀縣（優等）村田甚太郎　山形縣（優等）長岡哲造
廣島縣　中村恭次郎　岩手縣　岩淵平介
群馬縣　津久井和造　茨城縣　大久保久藏
岐阜縣　千藤一策　山梨縣　白倉保
栃木縣　茂木長十郎　新潟縣　加藤知正
熊本縣　益田靜次　群馬縣　小林峰太郎
靜岡縣　坪井啓作　山形縣　齋藤孝太郎
埼玉縣　小林魏一郎　富山縣　菊池助松
島根縣　遠藤一二郎　群馬縣　新井藤松
群馬縣　鑛原龜次郎　高知縣　秦泉寺政治
山形縣　水野辰五郎　島根縣　藤岡大治郎
埼玉縣　齋藤積太郎　大分縣　佐藤千遺
福岡縣　樋口三郎　三重縣　氣川小平
廣島縣　伊藤凱吾　熊本縣　福島三五郎
靜岡縣　高橋俊夫　愛知縣　高瀬慶作
栃木縣　黒崎榮次郎　鳥取縣　吉田庄藏
埼玉縣　茂木謙吉　新潟縣　星野伍藤
愛知縣　杉浦淳七　兵庫縣　新家倪
高知縣　山崎萬壽治　長野縣　宮下秀三
山梨縣　清水要治郎　靜岡縣　鈴木福太郎
山梨縣　長田賢　兵庫縣　小野山純三
山梨縣　植松齋　福井縣　木村節
高知縣　濱口五郎七　千葉縣　小山慶次郎

別科（三十九名）

千葉縣（優等）菊間豐　東京府（優等）原秀輔
山形縣（優等）五十嵐久米藏　宮城縣　湯口成壽

千葉縣　林竹松　栃木縣　黄呂巖一郎
山梨縣　有泉善三　東京府　吉利新熊
山形縣　佐藤吉次　新潟縣　笠原萬次
東京府　松田善三　山梨縣　神取一喜
福島縣　増子文助　山形縣　建部靜
新潟縣　高瀬強藏　群馬縣　坂居貢輔
福島縣　鈴木茂輔　群馬縣　五十嵐喜三郎
千葉縣　永野彌一郎　栃木縣　坂井松太郎
宮城縣　菊池文彌　福島縣　湯田又八
神奈川　杉田宗伯　岩手縣　黒澤宗一
岩手縣　佐藤龜太郎　靜岡縣　芝口啓太郎
埼玉縣　駒宮治作　宮城縣　佐藤清賀
埼玉縣　松山仙吉　新潟縣　和田甚吉
山形縣　渡邊七三郎　山梨縣　古屋權重
神奈川　田島總二　神奈川　相原愛三郎
群馬縣　市野龜一郎　群馬縣　名島宋吉
靜岡縣　靜又惣作　靜岡縣　丹羽安太郎
靜岡縣　中谷米吉

●京都蠶業講習所卒業證書授與式

京都蠶業講習所に於ては本月八日を卜し別科第一回卒業證書授與式を行はれたり此日來賓は藤田總務長官、紫藤農産課長、鈴木農商務技師、田原神戸生絲檢査所長、青木京都府書記官其他衆議院議員、農學校、蠶絲業組合及び關係組合會社員新聞記者等八十餘名にして式は午前九時三十分に始り松永所長先づ卒業生四十名に證書を授與し優等生貳名に總務長官より賞品を授與せらる

右終て所長式辭を演説し次で長官告辭を朗讀せらる紫藤農産課長は農務局長代理の祝辭代讀し卒業生總代本山德太郎氏の答辭本科第一學年生總代鈴木善太郎氏の祝辭等あり式終て別科第一蠶室に設けられたる食堂に於て立食の饗應あり其他別室に蠶業に關する參考品を陳列し一同の縱覽に供し甚だ盛會なりし卒業生氏名及式辭告辭等左の如し

松永所長演述の大要

本日第一回別科傳習生卒業證書授與式を舉ぐるに方り暑氣の酷烈なるにも厭はせられす 總務長官閣下及朝野貴顯紳士の賁臨を辱ふせしは深謝に堪へさる所なり本 所は昨年六月 土地買收等のこと了し七月に至り 建築工事に着手し經營其中に速せざるも十月に至り本科生の入學を許し 學理に實習に課業を授けつゝありて既に在學中に屬せり 而して本年三月に至り 別科生を募り四十八名を得て一ヶ月有餘の間は 專ら學科を教授し 四月中旬以來春蠶飼育其他の實習に從事せしめ 課業悉く竣了したるを 以て茲に試驗合格者に卒業證書を授與するに至れり

抑も本所新設來日尚淺く 設備未た完からさるにも 拘らす茲に卒業生を出すことを得たるは 本所の光榮にして 之れ上は本省上官各位眷顧の恩惠と次は 本所職員諸氏か孜々其任務を全ふせられたると倚傳習生諸氏の拮据勤勉業を修められたるによりて 生じたるの結果にして實に不肖の深く感銘し 且つ卒業生諸氏の爲めに 其榮譽を賀する所なり

顧ふに本所の蠶業は日進月歩の勢を以て 振ひつゝありと雖も飜て世界の狀勢を 觀察するときは 彼の伊佛等の製絲に常に優勢を占められつゝあるは 甚だ遺憾にして 當業者たるものは 宜しく上下擧けて斯業の改善發達を 圖らさる可からざるなり 此關西の地方

たる土地廣大人口夥多蠶業も漸次進步の著しきものありと雖も一二の地方を除くの外多くは皆新開の產業なるを以て之れを關東信奥等の如き舊來蠶業に從事したる地方に比するときは產額凡そ其三分の一にも達せず未た以て幼稚の域を脫せすと云ふべし然れとも本邦全體の蠶業を改善し尙發達せしむると云ふに至ては如何即ち此幼稚なる關西地方土地廣大人口夥多なる土地に於て此れか方法を講するにあらすんば決して得べからさるなり然り關西地方をして今日の關東信奥諸州の如き盛況に達せしむるを得たらんには蠶業の發達は云ふを俟たすして國家經濟の上に至大利益を與ふるものと固く信して疑はさるなり

終に一言以て卒業生諸氏に望む諸氏は本日辱くも總務長官閣下及び朝野貴顯紳士の面前に於て榮譽ある卒業證書を受領せられたる諸氏なれは此榮譽の大なるを思ひ後來將に成すへき任務の重きを忘るゝことなく以て世人の信用を博め本邦蠶業改善發達上大に望みある關西地方即ち各自の郷里に於て蠶業の改善發達に盡瘁し誓つて實功を奏し以て國家に酬ゆる所あらんことを諸氏幸に之を努めよ聊か卑見を述べて式辭に代ふ

告辭

本日京都蠶業講習所別科第一屆卒業證書授與式を擧くるに當り一言以て諸氏に告くる所あらんとす

顧れは本所の創設は昨明治三十二年にして建築設備今尙經營の中にあるも職員の勤精によりて早く既に此盛典を見ることを得たるは本官の深く欣幸する所なり蓋し蠶絲は本邦重要の生產物にして斯業の隆替は實に國運の消長と相關聯す是れ即ち東京蠶業講習所の外更に本所を增設して蠶業教育を普及せしめ之か振興發達を企圖する所以なり

抑も本所處轄區域中の蠶絲業に於るや間々先進の地なきにあらすと雖も多くは較近の創業に係り將來尙擴張振作すへきの餘地を存するもの多し而して今回卒業の諸子は本所出身の嚆矢者たる榮譽を荷ふて斯業に從事せんとす夫れ榮譽大なるものは責任も亦隨て重し諸子の行動は獨り本所の輕重に關するのみならず實に本邦蠶絲業の休戚に繫れり冀くは諸子其修得せし所の技能を挾み出てゝ各其地方の爲に努力施設する所あり以て本所教養の趣旨に辜負するなからんことを

明治三十三年八月八日

農商務總務長官　藤田四郎

祝辭

我邦既往に於ける蠶業の趨勢は關東地方に著るしく發達するも關西地方にありては頗る幼稚なるの感あり然れとも關西地方の蠶業は之か氣候風土等に徵するに將來大に伸長すへきの傾向を有す政府も深く茲に顧る所あり關西蠶業の振興を圖らんか爲め人物養成の機關として本所を設置するに至れり今や諸子は螢雪の功空しからす本所規定の學科を終り茲に卒業證書を受領するに至る蓋し諸子は本所卒業者の先驅なるを以て諸子の擔ふところの名譽も亦大なり然れとも名譽あるものは責任も亦多しと實に關西蠶業開發の責任は諸子の双肩に懸れり故を以て諸子の行動は蠶業界人士の環視する所又後進者の模範たり須らく修得せる學理及技術を實際に應用し關西地方蠶業の改良進步を圖るへきなり是蓋し諸子か本所薰陶に酬ゆる所以にして又國家に對するの義務なりとす一言以て祝辭に代ゆ

明治三十三年八月八日

農務局長代理農學博士　酒匂常明

答辭

本日をトして京都蠶業講習所第一屆別科卒業證書授與式を擧行せらるゝに當り農商務省總務長官閣下を始め貴紳各位の眞臨を辱ふし優渥なる告辭と懇篤なる旨諭とを賜ふ生等の光榮何ものか之れに加へん

今や我日本は世界の大勢に順し國勢の發展に應し大に國力の培養を要す殊に我蠶業の如きは目下焦眉の急務にして當局者の鋭意發達を企圖せらるゝも亦之か爲なり生等幸にして本所講習生として親密なる恩師各位指導の下に無事講習を卒へて茲に實業に就くの期に際す向後何を以てか本所設立の趣旨に答へ又何を以てか恩師各位の厚意に報ゐん蓋し生等の前途は遼遠にして其斯業に盡す亦誠に初步に過ぎす唯專心斯業に從事し至誠社會に立んのみ西哲言へるあり品行は產業の基礎にして信用は無形の資本なりと宜なる哉恩師各位が常に品性と素行とに對して訓誡を與へられしも亦之に外ならず生等庶幾くは紳に書して長く此訓旨を服膺し一意斯業の改善に從事すると同時に素行を愼みて社會の信用を失墜せす公德を重んして斯業の發達に力めんことを誓ふ是聊か本所に答へ恩師各位に報するの一端ならん蕪辭を陳し謹んで奉答す

明治三十三年八月八日

卒業生總代　本山德太郎

今回卒業せる別科生は四十名にして其姓名左の如し

第一回別科卒業生

熊本縣(優等)本山德太郎　愛知縣(優等)臼井榮治郎
愛知縣　小柳津準治郎　島根縣　菅澤德三郎
京都府　岸田眞藏　京都府　鹽見駒藏
島根縣　川井文次郎　三重縣　浦川重藏
島根縣　藤田嘉作　大阪府　家村音彥
京都府　森下幾藏　島根縣　野島貫一郎
福岡縣　吉村六郎　島根縣　竹田繁次郎
岐阜縣　小池宮三郎　愛知縣　村上喜內
福井縣　和田正雄　愛知縣　莊田九一
岐阜縣　佐曾利重治郎　福岡縣　吉住正三郎
愛媛縣　安居牛太郎　德島縣　小賀野淸藏
山口縣　西村與十郎　山口縣　西元新八
愛知縣　大參茂市　高知縣　田村熊五郎
鹿島縣　川田藤助　熊本縣　西彥太郎
愛知縣　藤田力作　島根縣　入江吉太郎
兵庫縣　安井鉄之助　德島縣　平野愛之助
石川縣　寶迫入顧男　高知縣　弘光駿馬
三重縣　櫟瀨助太郎　鳥取縣　山田龍太郎
愛媛縣　高田岩太郎　石川縣　粟生往作
長崎縣　長岡近作　高知縣　宮地高春

●生絲檢査月報

横濱生絲檢査所に於て六月中内外生絲貿易商及地方生絲製產者の請求に應し檢査を施行せられしものは左表の如し

檢査項目	生絲種別件數 器械	計	請求人員 內國人	外國人	計
原量、正量、再繰、纎度、類節、強力、伸度、	一一六	一一六	四九	—	四九
原量、正量、再繰、纎度、類節、	一	一	一	—	一
原量、正量、再繰、纎度、	一	一	一	—	一
原量、正量、纎度、	二	二	一	—	一
原量、正量、	二六	二六	七	—	七
再繰、纎度、類節、強力、伸度、	二五一	二五一	四六	三	四九
再繰、纎度、強力、伸度、	三一	三一	一	一	二
再繰、纎度	一	一	一	一	一
纎度、類節、強力、伸度、	一	一	一	—	一
纎度、強力、伸度	一	一	一	—	一
纎度、類節	一	一	一	—	一
纎度	八	八	三	一	四
合　計	四四〇	四四〇	一一二	六	一一八

(備考)本年一月より六月に至る檢査件數は二千

七百十件なり

又神戸生絲檢査所に於て七月中檢査を施行せられしものは左表の如し

檢査項目	件數(器械)	請求人員(内國人)
再繰 纖度、顆節、強力、伸度	五七	四
纖度 顆節、強力、伸度	二八	一
纖度 強力、伸度	二五	二
計	一一〇	七

●高知縣に於ける桑樹萎縮病

蠶業界を傾悩せしめつゝある桑樹萎縮病は東北地方より寧西南地方に猖獗を逞ふし蠶業の發達を阻害する甚しきものあり高知縣の如きも近來萎縮病の蔓延激しく被害區域實に左の數に達せり

桑園段別　千四百十三町一段二畝十九歩

（高岡は郡調査未着に付除く要するに同郡は全體の四割なるべし）

被害段別　百四十五町三段四十四歩

被害桑葉　二十九萬六百八十貫目餘

一貫目十五錢と見積此價四萬三千六百二圓餘

右の如き狀況なるを以て到底看過する能ずとなし各郡市に試驗桑園を設け農商務省桑樹萎縮病調査所の病源發見に基き豫防法を調査するの擧ありと大に玆に此美擧を賞贊すると同時に之に倣はんことを希望するものなり

●製絲汽罐の破裂と工女の負傷

長野縣諏訪郡平野村龍上部員笠原房吉氏の製絲工場（百釜）に於て七月廿三日汽罐火夫某午前三時頃汽罐の火を焚き付け同四時二十分頃に至りスチームメートルの四十度を示す時其儘附近の井戸端に顔洗に行きたりしが約十分間も經過せる頃轟然汽罐破裂し焚火口の火蓋を破りて熱湯噴出し其勢頗る猛烈にして二名の工女に負傷せしめたり然れども時尚早くして除他百數名の工女は寢中に在りて起出でざりしを以て大慘事を見るに至らざりしは不幸中の幸とや云はん要するに此珍事も火夫の不注意不熟練より起れる過失なれば工場主たるものは此事實に鑑み大に火夫の撰擇に注意する所なかるべからず

●稀有の大讀

長野縣小縣郡東鹽田村林某は本年春蠶を飼育し小石丸にて長さ二寸一分五厘四り三寸五分の大繭を得たりと（同功繭にあらず）土耳古種の如きものにありては格別珍しとするに足らねど日本種中に於ても殊に小巣の小石丸にありては又奇と謂ふべきか

●生絲水分檢査

横濱生絲内外貿易商間に於て協定せる生絲水分檢査問題は最初原量百分の二迄の水分は正量より過上するも差支なき事に確定したるが其後外商間には原量に依る事は甚だ不條理なりとの説起り横濱蠶絲業組合「左の意味なる建議を爲したり

一水分檢査の百分の二率は正量に依るの相當なる事

一水分檢査に必すしも取引せし生絲の全部を檢査するを要せず其内若干數を檢査し其割合を以て全部の水分量を測る事

右に就て横濱蠶絲業組合にては委員會を開き水分檢査の百分の二率なるものは元來外商より提供したる條件にして外商は本國商人に對し原量に依れるは事實なるが上に既に組合に於ても減量に依る事は一般地方荷主へも通じたるを以て早々の際之を變更する事能はず又水分檢査に當り取引せし生絲の中より若干數を檢査する事は今日外商が一括宛拵見を爲すに當り尤も水分の多しと認定せる者を選み檢査に附する時は多數の荷物の中或は琳天に荷造したるものあり琳天荷造したるものあれば到底一樣なる能はざれば右の如く若干數を檢査に付する建議は之を採容する能はずとなし交渉をなしたりしが漸く協議纏り外國生絲商組合委員長エッチ、アベック氏と横濱蠶絲貿易商組合頭取小野光景氏との間に契約書の取換結了したりと右は本年一月十六日附の契約書第一條に改正を加へたるものなりと云ふ

一生絲賣買にして水分多くして檢査を要するものは其荷物の半數を横濱生絲檢査所へ送り檢査を求むるものとす

一其半數の荷物は賣買兩者より撰出せるものとす

一水分百分の二に對する計算法は原量に依る事とす

一撰出荷物に就て兩者の意見一致せざる時は各自其四分の一宛を撰定せる事とす

一右契約實行の上尚完全せざるものと認めざる時は双方合意の上改正する事あるべし

●宮城製絲機械補助規程

宮城縣にては蠶絲業の一大改良を行はんと欲し蠶業顧問として練木喜三氏を製絲顧問として丹羽敬太郎氏を招聘し步武蕭々秩序整々鋭意計畫中に屬することは屢記述する所なりしが此頃製絲機械補助規程を定め縣内に告示せりと云ふ

第一條　明治三十三年度に於て此規程に依り製絲器械を設置し縣の補助を請ふものあるときは總額六千圓を限り釜數に應じ之を補助す

第二條　製絲機械は左の二項の一に該當するものにして本年十月三十一日まで試運轉を結了したるものに限る

一全部鐵製にして小枠綾取は銘々振を付け車軸は丸鐵削上のものを用ゐ單繰式又は複繰式にして四口繰以上のものの二繰鍋臺及枠架を除く外は總て鐵製のものを用ゐ小枠綾取は銘々振を付け

車軸は九鍍削上のものを用る單繰式又は復繰式にして四日繰以上の分

第三條　補助金は第二條第一項に該當するものは一釜に付金十圓同條第二項に該當するものは一釜に付金五圓の割合を以て交付す

第四條　補助金は成功檢査の後其の全額を一時に交付す但檢査の際其設備不充分なるか又は危險の虞ありと認むるときは之れか設備又は改造を命ず可し此命令に應せざるときは補助金は之を交付せず

第五條　本年度に於て休業九十日以上に及ぶときは補助金の全部又は幾分を還付せしむべし

●岐阜縣大野郡養蠶傳習所

同郡は往古より蠶業を以て重要物産とし之に依て命脈を維持するに拘らず育蠶家は舊慣を固守し依然として面目を改めざるを以て同郡蠶絲業同業組合か高山町に大野郡養蠶傳習所を開設し生徒を養成し大に斯業の改良發達を企圖せり本所職員は所長中野俊太郎、教師は京都蠶業講習所の紹介によりて聘せる鳥取縣人井上卯太郎、助教中野武八にして入場生徒十六名五月一日開始し專ら實業を体習し傍ら學科を教授せり

然るに教師誘導其宜しきを生徒熱心勤勉とによりて好果を以て規定の課程を終り七月廿六日修業證書授與式を擧行するに至れり當日來賓は郡長、縣會議員、郡參事員、郡書記、町村長、評議委員、新聞紙者其他實業家にして中野所長の事業成蹟報告あり尋で役田組長より卒業生十六名に一々證書を授與し終て役田組長式辭、澤田郡長演說、中野所長井上教師祝辭、卒業生惣代の答辭ありて閉場す尙本所にて製造せる蠶種は各町村に配布し種類改良の資に供せりと云ふ

●人事彙報

▲辻暢太郎氏　大日本蠶絲會技藝委員にして蠶業講習所技師なる辻暢太郎氏は今回十級俸を下賜せらる

▲河原次郎氏　大日本蠶絲會技藝委員にして蠶業講習所技師たる河原次郎氏は大坂なる廣瀨滿正氏（宰平氏の令息）の令嬢と結婚せられ姓を廣瀨と改めたり

▲鈴木梅太郎氏　大日本蠶絲會技藝委員にして農商務省桑樹蔘種病調査委員たる鈴木梅太郎氏は過般東京帝國大學農科大學助教授に任じ高等官七等に敘せられたり

▲今西直次郎氏　大日本蠶絲會技藝委員にして生絲檢査所技師なる今西直次郎氏官命を帶び佛國に出張中なるが今回同國に開く巴里萬國博覽會附屬萬國學藝會議の內可繭性絲類に出品の附記を萬國一定する萬國會議開設に付委員として參列を命ぜらる

▲增子德之助氏　大日本蠶絲會員なる增子德之助氏は山形縣南置賜蠶業學校長として有英の任に當られしが今般愛知縣農事巡回教師に任ぜられ俸六百圓を下賜せられ專ら養蠶等を擔任さるゝと云ふ

▲橋本定吾氏　大日本蠶絲會員なる橋本定吾氏は鄕里に於て親しく實業に從事せられしが今回愛知縣農事巡回教師に任ぜられ年俸六百圓下賜されたり氏は主に製絲業を擔任せらるゝと云ふ

▲下田伊左衛門氏　大日本蠶絲會技藝委員下田伊左衛門氏は夙に農桑業の改良に盡力せられ卒先啓發、斯業の開發に裨益を與ふること洵に鮮少ならざるを以て郡內の有志者は聊か其功勞に報ひんが爲め本月十五日西多摩郡青梅町坂上林藏方に慰勞會を開き氏を招待し銀盃三ツ組壹個に金二拾五圓を添へて贈呈せり當日の來會者は前西多摩郡長丸山良香、現任郡長橘日常彥、西多摩郡警察署長山口尙一、府會議員湯沼伊兵衛、森田退藏、郡會議員根岸太助、蠶業篤志者岩田庄右衛門の諸氏を始め郡內知名の諸氏にして無慮二百名一同着席の上前西多摩郡長丸山良香氏有志者總代として銀盃壹組及び金弐拾五圓を呈し併せて左の感謝狀を朗讀せり

下田伊左衛門君夙に力を農桑の業に盡し殊に心を蠶業に用ひの勞と資とを吝まず明治廿三年十月首唱して成蚕社を組織し其社長に推擧せらるゝや益斯業の發達を圖り傍ら生徒を募集して斯道開發の途を講ぜしめ年々多數の卒業者を出し以て斯業に利益を與ふる少からず同年十二月終に縣令褒章を授けらるゝの名譽を荷はるゝに至る是れ君が多年力を農桑業の改良に致さるゝの結果なりとす爾來愈精勵社運益隆盛に至り嶸然頭角を斯業界に露はし來りたるは實に君が力に職由せずんばあらざるなり依て有志者此に相謀り君が多年の功勞に對し感謝の意を表せんとするの擧あり良香に屬するに其總代たらんことを以てする良香之を西多摩郡長に承ふ有志諸氏の請、豈之を辭することを得んや謹て有志諸氏に代り謝意を表し併せて銀盃壹組と有志氏名表とを贈呈す

明治三十三年四月十五日

東京府西多摩郡長從七位勳七等丸山良香

▲住田史郎氏　大日本蠶絲會員なる廣島縣住田氏は多年香川縣仲多度郡蠶業教師として精勵せられしが七月廿三日同郡蠶業同盟會長白石修太郎氏より左の謝狀に銀杯を副へて贈られたり

本郡養蠶の事業は從來一定の知覺に乏しく飼育往々失敗に陷り前途甚た杞憂に不堪候處貴下本郡に御赴任以來風夜精勵能く教導の任務に盡瘁せられ爲めに大に斯業の肇固發達を來し衆盛振盛の現象あるは實に貴下の鋭意熱心の致す所にして本會の深く感謝に堪へさるところに有之候依て別紙目錄

の通り銀杯壹重贈呈致候條徴衷御受納尚本會の爲め御助力の程不堪希望候也

▲根岸讓氏　大日本蠶絲會員なる同氏は客歳東京の蠶業講習所の紹介に依り長崎縣西彼杵郡養蠶傳習所教師として聘せられしが本年も亦招聘せられ頗る良好成蹟なりしを以て同郡長松永俊重氏より左の謝狀傳習所長若松留吉郎氏より賞與として琉球紬壹疋を贈與せられたり

本郡養蠶傳習所教師として當年度より引續き聘用開設中日夜勉勵教授熱心にして結果頗ふる良成蹟を得本業發達の實を奏し奬勵上大に稗益を與へ其効勞不尠依て茲に表彰す

●會員議件

本年七月中本會に入會せられたるもの左の如し

○通常會員

東京　小林鶴吉
同　加藤萬吉
同　加藤朝次郎
同　山口四郎
同　八木隆太郎
同　河合三郎
同　大草政光
東京　高山與助
同　野崎喜三郎
同　萩原正左衛門
同　原島甚三郎
同　小林榮之助
同　萩原角左衛門
同　吉野市郎右衛門
同　三澤三郎
東京　宇田逸
同　土屋達之助
同　原島熊太郎
同　野口武重郎
同　安五郎長四郎
同　藤野愛吉
同　亀井忠吉
京都　藤太郎永井
同　馬之進望月
長崎　鮎川武正
同　牧瀬貞觀
同　立光宇三郎
同　埼玉岡戸源司
群馬　新井定三郎
同　黒澤義信
同　加瀬寛
同　千葉青柳保之進
同　茨城椎木永太郎
同　土子芳雄
同　佐々木美三雄
同　栃木田波惣兵衛
同　三重林金子
同　愛知田中喜惣太
同　中島得治
山梨　長野染太郎
岐阜　富三郎
同　市川武重郎
同　西山長四郎
同　永井忠吉
同　望月鹿造
宮城　高橋喜八郎
同　上西謙吾
同　藤岡虎之進
同　遠藤善吉
同　平間德三郎
同　佐伯善太郎
同　今野益彦
同　片倉岡三郎
同　佐藤完治
同　横山祐治
同　大泉惣太夫
同　預幡亀治
同　岸野英夫
同　千葉伊勢吉
同　田邊良治
同　鈴木嘉太郎
福島　遠藤喜作
福島　安田長三郎
山形　關野半七
石川　五島與逸
同　酒井善男
同　富山仙次郎
同　松山齊川晴雄
同　杉山正太郎
同　根岸廣太郎
同　石原虎三郎
同　永富雅吉
同　淺井正一
同　和崎百太郎
同　清水米太郎
同　柳井山太郎
同　猪野茂左衛門
山口　山根幸助
和歌山　岩本多吉
同　須藤忠治
同　棕木五郎
同　河本藤太郎
同　城市春太郎
同　竹内萬治
同　澤江壽三郎
大畑小三郎
同　増野友太
同　須山慈酬
同　岡村寛
同　桑谷藤太郎
同　菅澤德三郎
同　岩垣岩五郎
同　守橋虎之助
山口　魚屋長治郎
山中　山中正之助
同　田中仲一
愛媛　高島亶喜
高知　濱口五郎七
同　鹿兒島吉利
同　兒玉啓助
計　百二名

右の内にて小林鶴吉、宇田、土屋、原島（熊太郎）野口の五氏は鳴部産左衛門氏。加藤（萬吉）、加藤（朝次郎）の二氏は若田庄右衛門氏。山口、八木の二氏は志茂芳餘氏孰れも紹介せられ河合、亀井、牧瀬、新井、椎木、土子、佐々木、田波、田中（太一郎）天津、中島、大西、西山、安田、五島、石原、菅澤、岩垣、守橋、魚谷、山中、田中（仲一）の二十二氏は各自に申込まれ大草氏は土屋藤氏。高山氏及以下七氏は井藤野氏は下田伊左衛門氏。中倉氏は栗林美一氏。鮎川氏は高野小源治氏。立光氏は草野宮雄氏。岡戸氏は若林喜平氏。黒澤氏は國海右衛吉氏。加瀬、青柳の二氏は林山宗十郎氏。金子氏は國海右衛吉氏。林氏は仁保清作氏。高野氏は津島泰胤氏。市川氏は佐藤市太郎氏。永井氏は福澤續太郎氏。望月氏は中島波之助氏。高橋は佐藤藤三郎氏。上西氏及以下六氏は金森安之助氏。遠藤は大橋滑氏。關野氏は高藤仁左衛門氏。酒井氏は森成次郎氏。松山、杉山の二氏は村杉虎二氏。安部、清水の二氏は島根支會。水富氏及以下十九氏は堀内金太郎氏。中島氏及以下二氏は二宮鶴松氏、兒玉氏は赤塚鶴一氏孰れも紹介せられたり

又同月中本會規則第六條第二、三項に據り通常會員より特別會員に變更せられしもの左の如し

東京　二宮鶴松
同　横田長太郎
同　生方五郎
同　御法川直三郎
同　平忠次郎
同　石川國太郎
同　松尾下井盛夫
同　千葉石田城之助
京都　荒木武雄
同　山本竹藏
同　田島棟平
神奈川　増田由之
同　齊藤文作
同　佐野安太郎
同　田中虎治
同　鵜田重太郎
埼玉　二味道政
群馬　野村要藏
同　石田城之助
同　千葉増子德之助
同　静岡稙田善五郎
同　長野清水三男熊
同　田中貞太郎
村澤治男

同	木下富	島根	海上靜
宮城	梅森三郎	同	山口彌太郎
同	早川智寛	同	野津林市
同	錦戶景訓	同	島田愼二郎
同	石山熊太郎	山口	藤島盈文
福島	川添龜之進	高知	藤本春二
岩手	芳賀龜太郎	北海道	須田金之助
福井	鈴木貞太郎	同	永野莊吉
富山	村杉虎二	計	四十一名

又同月中死亡せられしもの左の如し

○通常會員　靜岡　金子榮吉

●寄附金受領廣告

一金貳圓　東京府　大草政光君

右本會へ寄附せられたり

●會費未納諸君に告ぐ

本會會費は規則第八條特別會員及通常會員は每年會費として金壹圓貳拾錢を前納するものとすに據り總て前納せらるへき規定につき今以て御拂込無之方ゝは至急御送金相成度候也

明治三十三年八月十五日　大日本蠶絲會

●會員諸君の寄稿を望む

蠶絲業に關する高見卓說及實地經驗せられたる事蹟は何卒御投稿被下度且又御見聞の次第も有之候ときは精々御通信あらんことを希望す但表類等の紙面を多く要するものは成るべく其要領を文章に綴りて御報告相成度候

大日本蠶絲會

本會員諸君にして左記書籍の購求を望まるゝ向は各規定代價と郵税とを添へ御申込あらば逓送す

大日本蠶絲會

農科大學教授理學博士佐々木忠次郎先生校閲
蠶業講習所技師農學士河原次郎述

蠶體病理

第三版

實價金卅五錢
郵税四錢

附蠶種檢査法註解

養蠶家ニシテ每歳累々タル美繭ヲ收メ且無毒强壯ナル蠶種ヲ製造セントセバ須ラク傳染性蠶病ノ撲滅ニ勉メ適切ナル豫防法ヲ施サヾル可カラズ之レ今回當局者ガ消毒ノ勵行ヲ訓令セラレタル所以ニシテ實業家諸君モ亦其必要ヲ認メ經營劃策ニ務メラルヽモノヽ如シ本書ハ蠶體病理ニ精通ノ聞エアル學士ノ筆ニ成リ平易ナル文章ト精巧ナル圖畫トヲ以テ蠶病ノ原因徵候經過及豫防法ヲ詳述シ殊ニ蠶病消毒ニ關シテハ確固タル成蹟ニ據リ各種新式ノ方法ヲ說キ其得失ヲ論ズルコト最モ叮嚀ナルヲ以テ此書ヲ閲覽セバ何人モ至便至利ノ方法ニ從ヒ完全ナル消毒ヲ實行スルヿ容易ナリトス世ノ蠶業改良ニ志アルノ士切ニ購讀アランコトヲ請フ（明文堂主敬白）

正七位高橋信貞君撰

世界各國産繭標本寫眞

全二葉解說一冊付
實價廿錢
郵税四錢

繭は生絲の前身にして生絲は繭の後身なり故に繭佳良ならざれば生絲も亦佳良たらざるは人皆之を知る然れども繭種の撰擇に至りては區々一ならざるが爲め生絲の品位も亦隨て雜駁たるを免れざりしは諸君の熟知せらるゝところなり今や之が一定の方針を定むるが爲め汎く內外の繭に就き研究を盡するや勿論なるを以て同君が採集せられたる各種の標本に就き更に撰擇を經ふて眞形を寫眞となし附して各種に産地の名稱を付し鑑別用たらしめ解說には繭の長短適否等を詳かに記述せられたるものなれば苟も蠶絲業の改善に志ある諸君は座右に缺くべからざるの良書なり

高橋信貞君編述

米國シカゴ萬國博覽會出品
世界大博覽會出品

繭生絲解說

實價拾錢
郵税貳錢

本書は斯業に精通の譽れある高橋信貞氏が米國シカゴに開かれたる世界博覽會出品繭生絲の解說をものせられたるものにして先づ日本蠶業の沿革に起し次で本邦に於ける桑及蠶の重なる種類に就き其得失を論じ進んで現時の養蠶及製絲法を詳叙し而して日米間に於ける蠶絲の貿易の盛況に論及し將來の希望として彼我國民の親睦和衷進歩を俱にして利益を共にし彼我勇勢の發達を遂ぐるの要を縷述して其局を結ばれたり簡明無比の良書たり斯業に關係ある諸氏請ふ御購讀あらむことを

小生義商用の爲め八月十四日出帆春日丸にて濠洲へ渡航致し候此段辱知諸君に謹告候也

埼玉縣秩父郡樋口村大字野上下鄕
大日本蠶絲會員　野口由三郎

農科大學教授理學博士　佐々木忠次郎君閱
小縣蠶業學校長農學士　三吉米熊君閱
大日本蠶絲會會員長野縣　田中清太君著

蠶卵系統一覽
折本　クロース表紙　全一冊

蠶種の種類漸く複雜夥多となり一出、二出、三出、四種の春、夏、秋三季に於て孵化發生するものあり而して其の系統を知らむと欲するに當り世間未だ之を明にするの書あらず著者之を憂ふるや久しく遂にこの著ありしなり

本會特別會員平野師應君より前記の書籍を本會に寄附せられ會員諸君に分與せられ度旨申出でられたるにより御望の諸君は郵便切手四錢を添へて本會に申込まるべし直に發送す

明治三十三年八月　大日本蠶絲會

一　蠶具製絲器械一式並に小道具販賣
一　（短稈印）燃簇製造器械　定價●七分用金六圓參拾錢●五分用金五圓九拾五錢
一　九桑扱具　定價金貳拾五錢

右諸品何れも精廉迅速に御用辨可仕候間多少とも御用向被仰付度此段願上候

東京神田鍛冶町大通り卅貳番地　中川安次郎

●同窓諸君ニ告ク

全國同窓會ノ儀豫テ協議ノ方針ニ基キ本春期ニ於テ大會開設ノ運ニ致候積ヲ以テ大々計畫致シ居リ候處去十一日京濱間在住同窓者會合ノ準備會ニ於テ左ノ通リ議決相成候條御諒知被成下度此段全國同窓諸君ニ謹告候也

一　本年ハ時期頗ル切迫セルノミナラズ同窓會未設ノ府縣尙少ナカラザルガ故ニ大會ハ更ニ秋高馬肥ノ日ヲ期シ東京ニ開設スルコト
一　同大會開設マテニハ是非共各府縣同窓會設立ノ完成ヲ期スルコト

右ノ次第ニ付同會未設立ノ各府縣同窓諸君ニ於テハ本年秋期マテニハ是非共御設立ノ上速ニ御贊同相成候樣希望致シ候

西ケ原同窓會假幹事

四化蠶種廣告

小生出張中ハ內山喜平氏ヲシテ館務一切ヲ處理致サセ候處本年ヨリ歸館專心一意斯業ノ改良ニ從事仕候ニ付多少共御注文被下度願上候

一枚（平附）一圓二十錢
五枚以上一割引
十枚以上ハ別ニ御相談仕候
蠶種ハ前金ニアラザレバ送種セズ
發蛾期ハ八月十七日ヨリ九月二十迄

靜岡縣引佐郡井伊谷村　有爲館主　小野忠太郎

山梨特產　風穴秋蠶種豫約廣告

種類　青熟、中巢、清白（支那種）

豫約期限　九月十日限リトス期限內申込ノ分ハ箱代及郵送費本館支辨トス

豫約定價
一原種用框製百蛾金二圓五十錢
一製絲用框製百蛾金一圓八十錢
一製絲用平製一百枚金一圓六十錢

割引法　原種用框製二百蛾製絲用框製三百蛾同平製五百枚以上ノ申込ニハ一割引五百蛾及七百蛾又廿枚以上ハ二割引取次販賣希望ノ諸君ハ御照會ヲ乞フ特ニ割引ス又組合及團躰ニシテ一時ニ多數共同購入ニ對シ特ニ大割引ヲナス

貯藏法　天然ノ風穴ニ貯藏シ出穴後十二三日ヲ經過シテ發生スル者ナレハ遠隔ノ地ニ發送スルモ毫モ發害ナキハ本蠶種ノ特色ナリ本種ハ毎年七月上旬ヨリ八月中旬迄何時ニテモ出穴ス

送金手續　豫約申込ト同時ニ定價ノ三分ノ一以上拂込テ乞フ爲替ハ甲斐國一丁田中郵便電信局拂渡ニ服組テ乞フ受取人ハ館主宛ノ事

山梨縣東山梨郡日川村　商號登記　蠶種業　富桑館（電信略號フツウ）　長野築太郎

本場四化蠶種製造販賣

弊館ハ四化生蠶種ヲ專門トシテ多年精勵シ三府四十四縣至ラザル處ナク一般飼育好成績ヲ得ザルナク大ニ好評ヲ博セリ本年モ一層業務ヲ擴張シ健康眞種ヲ精製仕候ニ付至急御申込アランヿヲ乞フ

●角又●大龜●八月五日ヨリ九月十日迄製造

●代價特別精製平附壹枚壹圓貳拾錢框製（三十五蛾）壹枚金五拾錢何レモ前金ニテ箱代送料弊館持ノ事

●割引法五枚以上五分引拾枚以上一割引貳拾枚以上一割五分引五拾枚以上二割引百枚以上ハ御照會アレ特別割引ス

●爲替振込ハ遠江氣賀局受取人館主內山喜平宛

四化專門　靜岡縣引佐郡三嶽　有爲館　館主內山喜平

武州本場　春蠶種販賣廣告

文明ノ利器ヲ應用セザル者ハ文明ノ人ト謂ズ信用ヲ重セザレハ其ノ業ハ完シガタシ況ヤ蠶種家ニ至リテハ依テ實驗的ノ贊言ハ略シ例年ノ通リ謹告ス

○又昔○大又○金花山○角又

飼育法　火力ヲ用ズ外氣應用

代價　行商ノ勞費ヲ省キ特ニ割引ノ相談可仕候

武州兒玉郡賀美村　累代蠶種專門　荒井富五郎

特許上簇器普及委員募集

余カ發明ノ波形式田村上簇器ハ農商務大臣ヨリ十五年間ノ特許ヲ與ヘラレタリ即チ上圖ノ如シ本器ノ効能ハ第一繭ノ光澤解舒ヲ善良ニシ從テ繭價ヲ増加シ第二玉繭汚繭薄繭等ヲ減少シ而テ繭形ヲ齊整ス第三上簇及收繭ノ際時間ト勞力トヲ節減ス（本項ハ一人ニテ五人乃至十人ノ仕事ヲ爲シ得ル）第四貯藏ニ輕便ニシテ且永年ノ使用ニ堪ユ以上ノ効益アルニ付繭一石ノ養蠶家ニテ一圓本器ヲ使用セハ十圓内外ノ利益アリ本器ヲ普及スル爲各地方ニ普及委員ヲ置ク委員ニハ一ケ年**金三百圓**内外ノ**報酬**ヲ與ス望者ハ郵券二錢送レハ規則書ヲ呈ス

春蠶種
支那種各種角叉交普青熟小石丸一枚壹圓四拾錢原種用百蛾二圓五拾錢

風穴蠶種
發生ハ四月下旬ヨリ七月下旬迄隨時　壹枚壹圓四拾錢外ニ夏蠶種モアリ

秋蠶種
發生ハ七月下旬ヨリ九月上旬迄隨時　壹枚壹圓五拾錢拾枚以上割引ス

秋蠶種製造法傳授
本法ハ何レノ地方ニ於テモ風穴ヲ有セス普通ノ秋蠶種ヲ製造シ得ル秘法ナリ
傳授料金百圓　郵券三錢送レハ傳授規程書ヲ呈ス

電信略號（モタ）
大和國磯城郡織田村大字芝
蠶業專門　**田村多門**

四化蠶種販賣廣告

◎天龍丸　龍白　角叉
◎七月十日ヨリ八月五日迄逐日
◎第三化蠶種　發生◎七月十五日限豫約申込
◎八月十日ヨリ九月十日迄逐日
◎第四化蠶種　發生◎八月二十日限豫約申込

蠶種代價
框製百蛾金二圓
全面平付別撰金一圓五拾錢
並撰金一圓貳拾錢

割引
十枚以上一割引二十枚以上二割引百枚以上御相談ニ應ス

◎爲替振込局　遠州濱松郵便局

四化蠶種分與
三百名ヲ限リ框製一枚無代分與ス
申込ハ八月二十日限リ實費金十五錢（郵券代用不苦）御送付アレハ順次送與ス

靜岡縣遠州濱松停車塲田町通リ
◎電信略號（コク）　國盛社出張所
澤木猪太郎

本會は明治十八年の創立にて學術と染織業に關係ある商工業者千數百名相集りて斯道の進歩を圖る唯一の團體なり尙會務を擴張する爲め規則を改め評議員を置き漸次刷新の功を擧げん爲め毎月會員に分つ會報の體裁を改良したり此際有志の士は入會あらんことを乞ふ
○會費一年壹圓五拾錢規則書は郵券貳錢會報見本は拾錢添へ申込次第進呈すべし
東京下谷長町五十二
大日本織物協會

東京蠶業講習所御編纂

	蠶事報告　第十六號	賣價六十錢　郵稅八錢
	桑樹萎縮病　調査報告	賣價八十錢　郵稅六錢
毛呂正容先生訂正　油井猶一郎君著	實地活用 夏秋蠶の燈　全	賣價五十五錢　郵稅四錢
信州上條銀一郎君著	秋蠶種製造法　全	賣價十錢　郵稅二錢
古屋景晴君著	蠶體生理學　全	賣價廿錢　郵稅二錢
本多技師復命	清國蠶絲業調査	賣價四十錢　郵稅六錢
松永技師復命	清國蠶業視察	賣價五十錢　郵稅六錢
吉田健治郎先生著	實用製糸術　全	賣價三十錢　郵稅四錢

牧畜雜誌
毎月一回（十五日）發行●第百七拾八號本月十五日發兌●定價一冊金拾錢、六冊前金五拾錢、十二冊金壹圓郵稅不要
東京神田區錦町三丁目　**牧畜雜誌社**

柳澤助五郎君著
實地經驗 生糸製法秘訣　全
賣價十錢　郵稅二錢

池田幸之助先生講述
新刊
實地應用 栽桑養蠶術
全一冊　實價卅三錢郵稅共

本書は先生多年の實驗に依り案出せられたる栽桑法幷養蠶術を詳述したるものにて諸處に於て講莚せられ大に喝采を博したるを改頁法にして今回大に增訂特に總振假名を附したれば何人と雖了解し易き眞新著なり

農學士　作間餘三郎先生校訂
農林學校得業生　猪股德吉郎先生著

再版
實驗 罐詰製造法
賣價四十錢　郵稅四錢

本書は通論各論の二部に大別して製罐諸法、附屬品等に就き一々詳論を加へ獸肉鳥魚貝類より野菜、果物に至る迄凡そ罐詰を爲し得へき者は擧て洩すなし特にジャム、ゼリー製造法も附記せられたる近來必要の珍書なり

發兌　東京々橋區南傳馬町二丁目　**穴山篤太郎**

清水池田蠶廳先生後藤清水三男雄先生序
◎秋蠶實驗錄　一戶鐵巳之助著
◎秋蠶種
信州北佐久郡岩村田町
國蠶館

器械紬製絲法傳習廣告

●安全にして比較的利益多き養蚕家の副業たる器械紬製絲法は七月十五日より開始せり何時にても入所を許す

●支部設置傳習を受度希望ある養蚕家は上其他の都合にて遠に上京する能はざる人は數人共同支部を設置するを便利とす

●教授員規定の傳習を受け研究料を卒りたる最優等の卒業生を支部教授員として派遣すべし

紬器製造業聞八拾錢支部又は一手多數購入の向（は特別割引●本法の詳細は大日本蠶絲會報（毎月發行）及蠶業新報に詳なり●本所規則、支部設置規程は申込次第送呈す

●規則改正染色料を除し紬器械製絲法を專門とし

●九月十月は最も入所の好時期

東京市日本橋區箔屋町十四番地

丸山舍器械紬製絲法傳習所

（電話本局二千八百十五番）

上毛種蠶の家

上毛蠶館○千本良芳郎

高山社本科生教授の傍ら研究的に蠶種を製造せり●源で同好の士に謹告す●試驗的蠶種に虛飾的で實用的とあり●驗求僅の士は區別申込あれ●種類●代價一枚金壹圓●郵送料不要●試驗或は數枚により割引無にしもあらず

上野國多野郡新町

蠶業新報

（明治三十年十月廿一日定時刊行）　第八十六號

次

目

●日誌　佐々木長淳翁之十年祭

●蠶務私見……二一四

●蠶界時論……二一六

●蠶業の沿革を論ず　理學博士　佐々木豐次郎

●蠶事に乘じて起つあり　高橋信孔君調査

●蠶業實驗……二一七

●蠶業雜陣……二三五

●蠶書漫覽……二三六

●蠶業講習所……二三九

●蠶業試驗……二四〇

●蠶業問答……二四〇

●蠶業新報……二四二

●蠶業講習所同窓會……二四四

●蠶業新報社……二四五

●蠶業雜報……二四六

●蠶業新報……二四八

●蠶業新報……二四八

●別錄　蠶業講習所卒業生を送るの辭　米國より警報を讀む　七

次號八月廿日東西蠶業講習所卒業生を送るの辭（廣告價）米國より警報を讀む
發行には大蠶館下毛の蠶絲に就て（孤下毛の蠶業の衰物利用（蠶絲會社）

蠶業新報社（東京市日本橋區箔屋町十四番地　電話本局二千八百十五番）

蠶種貯藏の忽にすべからざるは多年西ケ原蠶業試驗場に於ける試驗に徴し又當業者が苦辛慮思し來り發明せし今日の器具は園田技師の實驗に照らし更に嘗て發明せし器具に比して完全に實用的に構造せしものにて輕便にして安全なる貯蔵器なり之を使用せば蠶種の氣息を絶ち聊か害なきを期し又工夫を凝らし特に蠶種の色彩を鮮やかに保つ等の効能あり殊に二重匣の外側は金屬張にして堅牢美麗なる外觀の變化は勿論炭酸瓦斯或は濕氣を遮斷し蠶種を害する事無く以て冬期に於ても孵化の成績を收むるを得んとす諸君の御注文を賜はらんを希ふ

割引發賣元　東京特別市麻布區東町十四番地　**丸山舍**

發賣所　東京市日本橋區本町四丁目　**丸山舍**

大日本蠶史　郵税二十錢　正價二十五錢

蠶業學校案內　郵税二十錢　正價壹圓廿錢

蠶業學　郵税二十錢　正價壹圓廿錢

蠶業學　郵税二十錢　正價壹圓廿錢

**蠶業學

健全無毒 **四化蠶種製造販賣廣告**

本部ハ別ニ四化蠶種ヲ製造スル桑園ヲ設ク岩田喜三郎飯島源吉ヲシテ飼育ヲ擔當セシメ部長ノ嚴重ナル監督ニヨリ健全無毒ナル四化蠶種ヲ製造販賣仕候間多少ニ拘ラズ御試育アランヿヲ偏ニ希望ス

蠶種代金

蠶種製造期八月十五日ヨリ八月卅日マデトス
蠶卵産附ヨリ九日乃至十日目發生

全 撰蛾特別製壹枚金壹圓廿錢
撰蛾框製百蛾金壹圓四拾錢

割引法

十枚以上一割引廿枚以上二割引
三十枚以上御照會次第回答スベシ

道順案內

代金御送付ナキ注文謝絶◎郵便局下總國守谷局
東京上野ヨリ水戸行ノ滊車ニ乘リ取手ニテ下車セバ二里餘ニテ達ス

大榮 **實玉**

茨城縣北相馬郡高野村利根川沿岸ノ地

岩田太郎蠶事部

蠶業之燈 月一回發行一部郵税共三錢五厘 一ケ年十二部郵税共三十八錢

增補三版 **日本蠶病論** 農學士大森順造著 郵税共二圓二十錢

再版 **日本蠶業革進策** 大森岩田次郎合著 郵税共廿三錢

通俗 **養蠶術講義** 茨城縣岩田次郎著 郵税共二十九錢

茨城縣北相馬郡高野村九二番地

蠶業之燈社

取次販賣所 東京日本橋區箔屋町十四 丸山舍
仝 東京京橋區南傳馬町三丁目 有隣堂

健全無毒 **四化蠶種販賣廣告** **實玉**

蟲質強壯解舒容易ニ纖維ニ細太ナク光澤優美壹升三百顆以內絲量九拾匁以上ヲ有スル改良種ナリ

本社之目的

日本四化蠶ノ改良發達ヲ圖リ精良確實ナル四化蠶種ヲ製造シテ販賣シ且ツ之カ委託販賣ヲナスヲ以テ營業ノ目的トス

代價

撰蛾特別製壹枚代金壹圓也
仝 框製百蛾金壹圓廿五錢也

割引法

拾枚以上壹割引貳拾枚以上貳割引
五十枚以上ハ御照會次第直ニ回答スベシ

出張所

八月二十日より取手町停車場前旅人宿千代樓ニ出張所ヲ置ク
電信略號 本社發スル電信ニハ（シカ）ノ略號ヲ用フ
代金振込局 下總國守谷局ニテ受取人小島米吉

道順案內

上野停車場ヨリ水戸行滊車ニ乘リ取手停車場ニ下車セバ僅カニ貳里餘

蠶種製造期 八月十五日ヨリ九月十日マデトス

代金御送付ナキ御注文ハ蠶種發送不仕候蠶卵産附ヨリ九日乃至十日目發生

茨城縣北相馬郡高井村同地六番地

日本四化蠶改良合資會社

移轉 昨年迄ハ仝縣仝郡高野村ニ營業所ヲ置キシモ本年ヨリ仝郡高井村同地六番地ニ移轉

強壯無比 北海道蠶種 小泉 青熟

北辰社支部 磐城國伊具郡筆甫村

電信略符（ホシ）

本會員諸君ニハ特別割引ヲナス委細ハ御一報次第御通知可仕候

本年度ハ一般蛆害ノ猖獗ヲ極メ蠶種ノ缺乏ヲ來サン仍テ本社ハ豫約外ニ壹萬枚ヲ增製シ豫約價格ヲ以テ廣ク有志者ノ需用ニ應ズ詳細ハ速カニ御照會ヲ乞フ

製種上監督ノ爲メ來道各社員ヲ督勵シ專ラ實務ニ從事ス此段辱知諸君ニ敬告仕候

七月二十五日

在石狩國札幌郡上手稻村北辰社本部

支部長兼理事 **吉田太力**

春蠶種 **又昔 角又**

上掲ノ二種類ヲ製出販賣致候營業案內書ハ御一報次第早速御郵送可申上候此案內書ノ紙上ニハ弊家蠶業顧問農學士三吉米熊君ノ蠶病消毒論ヲ掲載セリ◎農會其他團体ニ於テ二手ニ多數御購入ノ節ハ特別ニ御相談可仕候

長野縣小縣郡鹽尻村 合資鹽尻均業會社員

佐藤八郎右衛門

風穴秋蠶種廣告

風穴秋蠶の飼育易く繭質善良にして春蠶に異ならざるは江湖當業家諸君の夙に首肯せらるゝ處なり本縣該蠶種の特産地にして殊に本館之れか精機に力め既に全國に顧客を有せり今回大ひに規模を擴張し精撰蠶種を製造せんとす本館幸ひ富士山麓にある精進天然風穴を有すれば貯藏の完全なる蓋し其比なからん希は多少共御注文あらん事を

明治參拾參年八月

山梨縣東八代郡石和村

八達館

一本館製造蠶種ノ種類ハ青熟中巢トス
一發蛾ハ來ル廿二日ヨリノ豫定
一代價ハ框製壹蛾金貳錢五厘普通製壹枚金壹圓五拾錢多數ハ割引ナナス
一御注文ノ節ハ豫約金ノ拂込ヲ乞蠶種ハ代金全額到達ノ上發送ス
一風穴秋蠶ノ話冊子(要望ニ任セ送呈ス

北海道蠶種

小石丸
又昔
青熟

發蛾一枚壹圓貳拾錢
原種百蛾壹圓貳拾錢
特別百蛾壹圓貳拾錢
原種百蛾壹圓貳拾錢
特別百蛾壹圓貳拾錢
原種百蛾壹圓貳拾錢
特別百蛾壹圓貳拾錢
東京ハ別ニ送料金ヲ加ス
取扱ノ注文ハ

北海道札幌縣江別村養蠶組合事務所

取扱　和田義文

◎緊急廣告◎

佐々木農學博士　阿部農學士
大森農學士　清水農學者
三吉農學士
蟻酸アルデヒート

實驗證明附

◎簡便安全消毒燈　(單立)金拾貳圓五拾錢
(三連立)金三拾貳圓
◎仝　(五連立)金五拾三圓
◎仝
消毒點火用
◎メチールアルコール　壹壱金三拾五錢
蟻酸アルデヒート水
◎自動噴霧器　壹具金拾圓
◎蟻酸アルデヒート液　壹壱金壹圓

本器及藥品ヲ以テ蠶室蠶具ヲ消毒ナス作ハ穩ニシテ蠶病菌ヲ滅殺シ一病原ヲ遺スコ更ニナシ既ニ特效顯著ナルハ諸大家ノ實驗證明セラレ養蠶家諸氏ハ夙ニテ實用セラレツヽアリ殊ニ在大學院農學士大森順造先生ニ於テハ本消毒器ヲ以テ消毒法ヲ全國ニ普及スルトキハ蠶業界ニ於テ一ヶ年優ニ四千餘萬圓ノ利益アリト論ゼラレタル一大利器ナリ

製造發賣元
東京本町三丁目十四番地　電話一五二〇番
東京本町三丁目十八番地　電話七五一一番
醫療理化學器械販賣屋
田中李治郎

特約販賣店
各國藥種問屋
松本市左衛門

緊急廣告

一ラムトリ式噴霧器　金八圓五拾錢
一簡便安全消毒燈　金拾圓
一ホルマリン精　四壹％　金壹圓五拾錢
一木　砂　金拾五錢

メチルアルコール

本器御注文ノ際ニハ農商務省蠶業講習所技師農學士河原次郎先生ノ檢定ナル清フ御需用ニ應シ候故其精巧堅固ナル確實ニ御座候

我邦養蠶業ノ益々隆盛ノ域ニ進ムニ從フテ往々細菌ノ發フ所トナレルヲ以テ帝國大學及東京都蠶業講習所等ニ於テ斯ル道ノ博士學士多年深達ナル學識ト級密ナル試驗ヲ由リ蠶病ノ性質ヲ攻究セシヒタル結果其豫防驅除ノ法種々アレト能モ就中蟻酸アルヒートヲ以テ顯著ナリト表示セラレタリ故ニ弊店ニ於テ是ヲ應用スルノ器前額ヲ以テ製造販賣仕候間爲國家消毒施行アランコヲ希フ

全國各本場蠶種豫約申込

大日本蠶絲會第五回評會出品蠶種悉皆拂下申受有志諸君ニ分讓仕候處數旬ニシテ申込過多ノ爲甚タ御本願ニ背キ候段以紙上謝申候而シテ本年ハ各有名蠶種家ヨリ委托ニ由リ不得止販次販賣仕候ニ付製造家御指名ニモ應シ申候尤モ弊店取次販賣ノ蠶種ハ消毒施行ノ蠶種ニ無之候テハ一切販賣不仕候故陸續申込アランコヲ乞フ

農商務省
東京蠶業講習所
京都蠶業講習所
御用達　紙本治太郎
（電話本局九百五十五番　電信略號カミ）

特許　夏秋蠶必用桑摘器械

一定價　金壹圓

小包郵送荷造本會員ニ限リ當方仕弊分換ハ笠井郵便電信局

右器械全体ヲ示ス此器ヲ使用スルニ經便ニ婦女子ト雖モ容易ニ摘採シ得一日使用五倍强ノ速力アルヲ證ス而シテ桑樹ヲ傷クルコトナク桑葉ノ少部ヲ殘留シ殆ント手指ヲ以テ摘ミタル如ク掖キ得ル器械ナリ

發明人　靜岡縣濱名郡笠井町　長谷川信太郎

春蠶種八重姫小石丸

販賣仕候御一報次第定價表呈ス

石川縣河北郡森下村　實力館

春蠶種販賣廣告

鹽尻均業會社商標

均

登録

當會社ハ蠶種製造ヲ以テ專門トスル有志ノ結合ニシテ其主旨目的ハ蠶業上自他全般ノ實利ヲ協力一致以テ精良ノ蠶種ヲ製出シテ是ヲ普及セシムルニ在リ

御照會及代價ハ其他詳細ノ事項御承知相成度力ハ往復業書ニテ

御照會ハ代價ハ下度候

多數合同御申込ノ方ハ特別ノ御相談可仕候

以テ多數合同ニテ信濃國小縣郡鹽尻野便受取所ヘ御振込

替ハ本會社宛ニテ信濃國小縣郡鹽尻野便受取所ヘ御振込

長野縣信濃國小縣郡鹽尻村

合資鹽尻均業會社

社員

佐藤八郎右衛門　佐藤尾之七

佐藤國右衛門　馬場源藏　馬場藤四郎

塚田茂平　小岩井茂三郎　塚田林太郎

小岩井利藤太

滝澤金右衛門　佐藤三右衛門

春蠶種豫約販賣

夏秋蠶種

白玉　双青　白嬢　支那（餘杭）

改良大草

右豫約代價原種用百枚壹圓貳拾錢但支那種ニ限リ原種用壹枚貳錢遞送費ハ百枚迄八錢○倘多數ノ注文ハ相當ノ割引ヲナス

結城蠶種

茨城縣結城郡上山川村

櫻井佐十郎養蠶場

信州下高井郡豊郷村

大日本蠶業會員

林兼吉

蠶種卸小賣

御通知次第定價明細表及ヒ本會營業案内ヲ呈ス

謹告

蠶養家之必讀ヲ望ム

完全無缺自働噴霧器

堅牢保險

プルムアルヒード彼

正價拾八圓一具

金九圓五拾錢

百里内五拾八錢

本器ハ蠶病ノ驅除スルタル今ヤ諸大家ノ實驗明カニ有益唯一ノ利器ナリ然ルニ近來世間ニ類テ本器ヲ販賣スルモノ多シ其間ニ優ルモノ或ハ濫ニ使用ニ堪ヘザル粗惡品ヲ販賣スルモノ多シ見ル人ハ奇利ヲ認メ實ニ是等ハ一時ノ僥倖ニシテ大ニ斯道ノ爲メ惜ムヘキ事ナリ

本器ハ極メテ厚地金ニ薄弱ナル銅板金製品ノ比ニアラス

本器ハ在來品ノ如ク薄弱ナル銅板金（カラクリ）製ニアラス

本器ハ特ニ各部ノ接合部ニ如ク強剛ナル銅板金（ハンダ）附ケ製ノ比ニアラス故ニ氣壓力ニ依リ破裂スル

本器ハ全部極メテ堅牢ニ作ラレタル而已ナラス特ニ注意精巧ヲ期シテ製造シ深慮ヲ用ヒテ發賣ス

本器ノ射出管及ヒ喞筒ハ特ニ注意精巧ヲ期シテ製造シ深慮ヲ用ヒテ發賣ス

本器ノ射出管及ヒ喞筒ハ優美ノ器ナレ而已ナラス堅牢ニ作ラレタル而已ナラス

本器ハ在來品ノ如ク容易錆ヲ生ス忠ナシ

本器ハ在來品ノ如ク容易錆ヲ生ス忠ナシ

簡便安全消毒燈

正價拾八一具

金拾壹圓

百里内二拾貳錢

百里外三拾六錢

一定ノ價廣告仕候ニ付時ノ大相場ニ基キ御利ヲ以テ御注文ニ應ス可申候

時々相場ニ變動有之也

東京市下谷區御徒町一丁目六十七番地

合資會社　職工聯合工進社

發賣　器械製造所

農商務省農務局員吉池慶正君編著

蠶種檢査提要

全一冊

近刊

定價金廿五錢
郵税　四　錢
多數取纏御注文の向へは特別割引

蠶絲は本邦の富源にして而して蠶種は其根源なり諺に曰く源泉清からずして末流の澄めるものはあらずと其富源たる蠶絲の精良と増多を望むもの其源泉たる蠶種の精良を命らずして可ならんや茲に當業者か蠶種檢査の必要を絶叫し政府か該法案を提出し帝國議會か議事多端の折からをも顧みず之れを可決し夥多の國費を之れに支出するを吝まざるも亦實に此に存す蓋し法は死物なり之を活用するものは當局者たる蠶種檢査員なり法は如何に完全無缺にして金科玉條なるも其解釋の如何に依て折角の名法も死法と變ず檢査に從ふの人深く鑑みざる可けんや著者は曾て民間に在るの日夙に先んじて蠶種檢査の必要を唱道したるの人今現に農商務省に職を奉し今回改正發布せられたる蠶種檢査法及全規則起草者の一人なり弊舍か這回著者を編つて本書を世に公にするものは其法の精神を誤解し檢査の何者たるを辨ぜずして蠶種の改良を誤るもののなきを慮れてなり去れは本書は世の檢に勝手の解釋を下し杜撰の註解を與へたるものと同一の比にあらざるや明らけし其題して蠶種檢査提要と云ふ所以のものは記する所蠶種檢査に關する變遷及明治政府か蠶種に對する各般の施設を記述し稽古沿革をしるの資に供し最後に現行蠶種檢査法及全規則其他蠶業に關する律令は悉く之れを網羅し懇切叮嚀解釋を付し以て法の精神を明らかならしめたるものなればなり業を蠶種の製造に從かひ職を蠶種の檢査に奉するの人よ一讀以て蠶種檢査の實を全ふし蠶業改良の實を擧けられんことを切に希望に禁へざるなり

發兌元　東京市日本橋區通塩町十四番地　丸山舍本店　電話本局二千八拾五番

大販賣所　京都市上京區中立賣通七本松東入三軒町　丸山舍京都支店

●大日本蠶絲會 質問應答錄 第壹編●

定價金五拾錢　會員金三十錢　郵税金六錢

本書は本會技藝委員諸氏か會員の質問に應答されたるもの三百三十有餘件を左記目次の如く類別編次したるものにして蠶桑に關する事項概ね備はらざるなし御要望の向は代價と郵税とを添へて御申込まるべし

但會員外の要望者へは定價の二割引を以て御需めに應ずべし

大日本蠶絲會

目次

◉栽桑
○桑園　五件
○桑種類　九件
○栽培　十一件
○肥料　十五件
○桑病　十一件
○害獸　二件
○害蟲　四件
○雜件　九件
◉養蠶
◎蛾の部　十五件
◎蠶種の部
○蠶種製造　九件
○種類　十四件
○蠶種再出　五件
○浸種附浴種　十六件
○雜件　十六件
◎飼育の部
○收蟻　六件
○飼育法　二十件
○催起　三件
○給桑附貯桑剉桑　十六件
○上簇　四件
○蠶の雌雄附解剖　四件
○蠶の健害　五件
◎蠶病の部
○微粒子病其他　十件
○軟化病其他　七件
○空頭蠶其他　二件
○起縮其他　二件
○死籠其他　四件
○節蠶　二件
○膿病蠶其他　六件
○白殭蠶　四件
○蛆害　十四件
○消毒　八件
○雜件　四件
◎繭の部　十二件
◎蠶室蠶具の部　十三件
◎害物の部　四件
◎雜の部　九件
◉製絲
◎殺蛹貯繭の部　八件
◎繰絲の部　十九件
◎雜の部　七件

正五位速水堅曹君修補佐野瑛氏著

大日本蠶史

正價金二圓五十錢
郵税金二十錢

目次●總論●第一篇正史○太古史、上世史、中世史、近世史、今世史、●第二篇現業史○往古三世史○今世史○飼育分類(清冷育全枝葉育、急熱育)○夏蠶史○秋蠶史○蠶病史○桑培史、●第三篇種史○製種史○繭質總論○白繭史○黄繭史

右御入用の諸君は本會へ御申込あらば發送す

大日本蠶絲會

長野縣知事　權藤貫一君題辭
理學博士　佐々木忠二郎君校閲
三農舘主任　鳥羽久吾著述

養蠶實驗教育 附 秋蠶論

●定價金三拾五錢　郵税金四錢

本會員鳥羽久吾氏より右著書を本會員諸君の需めに應じ其價金を本會基本金として寄附せられ度旨聲に申請有之につき御要望の諸君には夫々發送せしも尚ほ殘部有之につき御入用の御方は郵税共金二十四錢を添へ至急本會へ申込まるべし

明治三十三年八月

大日本蠶絲會

●大日本●蠶絲會　會員名簿

●明治三十三年●三月末日現在

代價郵稅共金拾五錢
本會々員名簿の件に就ては慮々會員諸君より照會の向も有之候に付今回之を印刷に附し廣く其需に應じ會員相互の交通に便せんとす本書御要用の向は代價郵稅を添へ御申込相成候はゝ直ちに御送附可致候此段廣告候也

明治三十三年六月　大日本蠶絲會

追て賛替御取組に御不便の向は別紙代用にて不苦候

●四化蠶種販賣廣告

白錦　蘭單肥大ニシテ飼育容易光澤蘭形稍中位ニシテ繭質强靭初造養蠶ニ最モ適切之良種ナリ

改良角又　蘭型稍優ナルも改良種ナリ繭質强靭一般ニ適切之良種ナリ

定價　特撰百二十枚以上一枚金壹圓也　共帝都ニ自弊社直賣ス

蠶種製造期　十枚以上一割引二十枚以上二割引

丸八月九月三十日迄

蠶種之士ハ必ス前金相添御注文ヲ乞フ　愛知縣三河國幡豆郡西尾町十一番地　渡邊萬吉

參州本場蠶種業

北海道蠶種　小石丸

奉賛

普通　一枚壹圓貳拾錢　但多數ニ應ジ割引ス　文ハ御注文ヲ乞フ

右純良種　製一錢附壹錢五厘郵稅無料

成下度此段謹告候也　北海道石狩國

大日本蠶絲會員　上川郡永山村三百五十番地　山川保雄

蠶種製造業

定價

正道組特有種　四化小野田姫　八月十五日ヨリ

急性强健飼育平易繭質大張ニシテ九月十日迄製造

絲量九匁以上發蛾ニ八月中全國蠶業熱心家

諸君ノ高評ヲ博シタル四化蠶ノ優良種ナリ

全面付一枚一圓廿錢　上枚廿枚五十枚、

○東京群馬縣ニ於テ上記ノ割引法アリ御照會ヲ乞フ

○注文ハ前金ノ事　○蠶種ハ送料ハ所持

○一府二縣下在住ノ諸君ハ武州本庄

○明治三十年　○靜岡縣濱名郡小野田村半田郵

小杉又十郎

●廣告依賴者に告ぐ

本會報へ廣告御依賴の諸君に對して往々毎月中旬御申込相成度向も有之候に付翌月五日迄に御廣告候也

原稿（外金を添へ）

大日本蠶絲會